

人事委員会年報

令和4年度
(令和5年4月1日現在)

岩手県人事委員会

目 次

第1	令和4年度における人事委員会の活動概要	1
第2	人事委員会	
1	人事委員	2
2	人事委員会会議	
(1)	年間開催状況	2
(2)	審議事項	4
3	条例案等に対する意見	11
4	人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況	13
5	委員会の調査活動	21
第3	事務局	
1	事務局	
(1)	組織	22
(2)	事務分掌	22
(3)	事務局職員の配置	23
(4)	事務局職員一覧表	24
(5)	予算	25
(6)	主な行事・業務	26
(7)	諸会議等	29
2	任用関係事務	
(1)	概況	33
(2)	採用試験の実施状況	34
(3)	選考による採用及び昇任	40
(4)	採用選考の実施状況	41
3	給与関係事務	
(1)	令和4年の給与等の報告及び勧告	42
(2)	初任給等規則の規定に基づく承認事務	52
(3)	職員の状況	53
4	分限及び懲戒	
(1)	分限処分の状況	59
(2)	懲戒処分の状況	60
5	審査関係事務	
(1)	公平審査関係	61
(2)	職員苦情相談	63
(3)	職員団体関係	64
(4)	労働基準監督関係	64
(5)	公平事務委託市町村等の事務の受託状況	66
(6)	退職管理関係	66
6	参考資料	
(1)	初任給基準表	67
(2)	級別職務区分表	69
(3)	給料の特別調整額	89
(4)	職員の昇格実施基準	97
(5)	管理職員等の範囲	98
(6)	登録職員団体一覧	108
(7)	号別区分表	109
(8)	市町村等公平事務委託状況一覧	110

第1 令和4年度における人事委員会の活動概要

令和4年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会7回の計29回開催し、170案件について審議を行った。

また、現場調査活動として、現場職員の声を聴く会を2回開催したほか、県議会からの求めに応じて、条例案16件に対する意見を回答した。

任用関係では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種並びに警察官A（男性・女性）及び警察官B（男性・女性）採用試験を実施し、それぞれの採用候補者を決定した。

これら試験の実施結果の概況は、申込者総数が1,390人（前年度比118人減）、受験者総数が1,018人（前年度比202人減）と前年度を下回り、減少傾向が続いている。最終合格者の受験者に対する平均倍率は2.9倍で、前年度より0.5ポイント下回った。

障がい者を対象とした採用選考においては、令和2年度から、受験資格のうち上限年齢要件を32歳未満から40歳未満に引き上げて実施してきたほか、警察官（武道指導）採用選考、県職員（教育行政職）採用選考及び任期付職員経験者採用選考を実施した。

給与関係では、民間給与実態調査及び職員給与実態調査を実施し、調査結果等に基づき公民比較、国、他県比較、生計費の算定等を行い、令和4年10月21日に議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

勧告においては、民間給与との較差を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額の上上げのほか、期末手当・勤勉手当の支給割合を引き上げること（勤勉手当0.10月分）とした。

公務運営に関する事項においては、有為な人材の確保、人材育成、長時間勤務の解消、両立支援の推進、心身の健康管理、ハラスメント対策のほか、定年引上げへの対応について報告を行った。

公平審査関係では、不利益処分についての審査請求事案は、令和3年度に受理した5件、令和4年度に受理した3件、計8件のうち、6件を裁決し、令和4年末の係属件数は2件である。

職員苦情相談については、受理件数が67件となり、前年度（54件）より13件増加した。

再就職者による現職職員への依頼等の規制関係については、令和4年度は、働きかけを受けた職員からの届出及び第三者からの通報等はなかった。

市町村等の公平委員会の事務の受託関係については、管理職員等の指定、職員からの苦情相談などを行った。

なお、受託市町村等は令和5年4月1日現在で、13市15町4村、18一部事務組合、3広域連合の合計53団体となっている。

このほか、全国人事委員会連合会公平審査事務研修会を除く、全国人事委員会連合会総会、東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議、同協議会委員・事務局長合同会議等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面開催となり、対面ではない形で他の人事委員会との情報交換や共同研究を行った。

人 事 委 員 会

第2 人事委員会

1 人事委員

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名	委員(長)就任期間(任期)	備考
委員長	渡辺 正和	令和4.7.19～令和8.7.18	弁護士 委員長就任 令和4.7.19
委員 (委員長 職務代理者)	小原 忍	平成27.7.3～令和元.7.2 令和元.7.3～令和5.7.2	(株)岩手めんこいテレビ常勤監査役
委員	藤澤 敦子	令和3.7.17～令和7.7.16	(公財)ふるさといわて定住財団理事長

2 人事委員会会議

令和4年度における人事委員会の会議は、定例会22回、臨時会7回の計29回開催し、170案件について審議を行った。

月別の開催状況は、次のとおりである。

(1) 年間開催状況

月別	開催回数		議案件数										議事件数	協議件数	報告件数
	定例	臨時	規則	告示等	通知	試験	審査	承認	勧告	意見	その他	計			
4	2		1				2					3		2	7
5	2						1					1		1	5
6	2						3			1		4		2	4
7	2	1					1	2				3	2	1	4
8	1					2	1					3			2
9	2	3	7	3		1	4					15		7	8
10	1	2						1	1	1		3		2	3
11	2					2	1			1		4		2	5
12	2		4				1					5		3	2
1	2		2			1	2					5		3	4
2	2		14					4				18		1	3
3	2	1	13	3		5		5			1	27		2	4
計	22	7	41	6	0	11	16	12	1	3	1	91	2	26	51

〔過去3年間の開催状況〕

年 度 別	開催回数		議 案 件 数										議 事 件 数	協 議 件 数	報 告 件 数
	定 例	臨 時	規 則	告 示 等	通 知	試 験	審 査	承 認	勸 告	意 見	そ の 他	計			
R3	22	5	17	3	1	9	18	10	1	5	2	66	0	9	55
R2	22	6	20	3	0	9	6	18	2	3	1	62	0	18	51
R元	23	5	26	6	0	14	10	20	1	4	2	83	1	27	66

(2) 審議事項

回	開催 年月日	議案、協議事項等
1	4.4.14 (木) 定例	議案 1 行政文書非開示決定の審査請求に係る裁決について 2 3人委（審）第4号ほか事案に係る審理を委任する者の変更について 協議事項 1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第3号事案）の裁決方針について 報告事項 1 令和4年度岩手県職員等採用選考の実施について（警察官（武道指導）、教育行政職） 2 令和4年度岩手県人事委員会事務局業務方針について 3 令和4年度岩手県人事委員会事務局事業（事務）計画について
2	4.4.28 (木) 定例	議案 1 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 協議事項 1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第3号事案）の裁決書案について 報告事項 1 令和4年職種別民間給与実態調査の実施概要について 2 労働経済指標等の動向について 3 令和3年度岩手県職員・警察官採用候補者名簿からの採用状況について 4 令和3年度における懲戒処分及び分限処分の状況について
3	4.5.12 (木) 定例	議案 1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第3号事案）の裁決について 報告事項 1 令和4年度岩手県職員採用選考の実施について（任期付職員経験者、障がい者） 2 関係労働団体からの要請について 3 職員からの苦情相談の状況について
4	4.5.26 (木) 定例	協議事項 1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第1号事案）の裁決方針について 報告事項 1 他律的な業務の比重が高い部署の指定の状況について 2 解雇予告除外認定について
5	4.6.9 (木) 定例	協議事項 1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第1号事案）の裁決方針について 報告事項 1 令和4年度岩手県職員採用I種試験の申込状況について

回	開催 年月日	議案、協議事項等
6	4. 6. 23 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について 2 不利益処分についての審査請求の受理について 3 議案第2号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について 4 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第4号事案、3人委（審）第5号事案、4人委（審）第1号及び4人委（審）第2号事案）の審査の併合について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第1号事案）の裁決書案について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県警察官A採用試験の申込状況について 2 令和4年6月県議会定例会の会期・日程等について 3 令和3年度職員の超過勤務及び年次休暇取得の状況について
7	4. 7. 4 (月) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見の専決処理に関し承認を求めることについて 2 職員の選考による採用及び職務の級の決定について 3 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第1号事案）の裁決について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県職員採用I種試験第1次試験の実施状況について 2 解雇予告除外認定について
8	4. 7. 19 (火) 臨時	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選挙について 2 委員長職務代理者の指定について
9	4. 7. 28 (木) 定例	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第4号ほか事案）の裁決方針及び裁決書案について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県職員採用I種試験（一般行政A）第2次試験の実施状況について 2 令和4年度岩手県警察官A採用試験第1次試験の実施状況について
10	4. 8. 9 (火) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県職員採用I種候補者名簿（一般行政A）を確定することについて 2 令和4年度岩手県職員採用I種候補者名簿（一般行政Aを除く）を確定することについて 3 不利益処分についての審査請求（3人委（審）第4号ほか事案）の裁決について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県人事委員会の業務の状況の報告について 2 労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果について

回	開催 年月日	議案、協議事項等
11	4.9.1 (木) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分についての審査請求の受理について 2 議案第1号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年人事院勧告・報告の概要について 2 関係労働団体からの要請について
12	4.9.7 (水) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 3 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 4 令和4年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官A）を確定することについて <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県警察官（武道指導（大卒程度））採用選考の実施結果について 2 令和4年度岩手県職員（任期付職員経験者、教育行政職）採用選考の実施結果について 3 令和4年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官B採用試験の申込状況について
13	4.9.16 (金) 臨時	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 岩手県人事委員会行政文書管理規程の制定等について 3 岩手県人事委員会が保有する歴史公文書の保存、利用等に関する規則の制定について
14	4.9.22 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県人事委員会行政文書管理規程の制定について 2 岩手県人事委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則の制定について 3 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について 4 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について 5 岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の廃止について 6 岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について 7 岩手県人事委員会公印規程の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係労働団体からの要請について 2 令和4年9月県議会定例会の会期・日程等について 3 令和4年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議（書面開催）の概要について

回	開催 年月日	議案、協議事項等
15	4. 9. 29 (木) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分についての審査請求の受理について 2 議案第1号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について
16	4. 10. 6 (木) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県人事委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則案の修正に係る専決処理に関し承認を求めることについて 2 条例案に対する意見について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係労働団体からの要請について
17	4. 10. 14 (金) 定例	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験及び警察官B採用試験の第1次試験実施状況について 2 関係労働団体からの要請について
18	4. 10. 21 (金) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について
19	4. 11. 16 (水) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種候補者名簿を確定することについて <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年都道府県人事委員会勧告等のまとめについて 2 職員からの苦情相談の状況について 3 令和4年9月県議会定例会の状況について 4 令和4年12月県議会定例会の会期・日程等について
20	4. 11. 24 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について 2 令和4年度岩手県警察官採用候補者名簿（警察官B）を確定することについて 3 行政文書部分開示決定の審査請求に係る弁明書について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度岩手県職員採用Ⅰ種試験の一部先行実施について 2 通勤手当に関する規則の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県警察官（武道指導（高卒程度））採用選考の実施結果について

回	開催 年月日	議案、協議事項等
21	4.12.8 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 通勤手当に関する規則の一部改正について 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度岩手県職員採用I種試験の一部先行実施について
22	4.12.22 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 2 行政文書部分開示決定の審査請求に係る岩手県情報公開審査会への諮問について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会計年度任用職員の報酬等の取扱いに係る人事委員会承認に関して包括承認とすることについて 2 定年引上げに関係する規則の制定・改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度障がい者を対象とした 岩手県職員採用選考の実施結果について 2 令和4年度岩手県職員（都道府県等職務経験者）採用選考の実施について
23	5.1.12 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務条件に関する措置の要求の受理について 2 議案第1号の事案に関する審査長の指名について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業場調査結果等に基づく指導方針について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度岩手県職員（スポーツ経験者）採用選考の実施について 2 令和4年度現場職員の声を聴く会の概要について 3 特例業務に係る要因の整理、分析及び検証等について
24	5.1.26 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規則の制定について 2 定年退職者等の暫定再任用に関する規則の制定について 3 令和5年度岩手県職員採用I種試験（アピール試験型）の実施について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定年引上げに伴う規則の制定・改正について 2 令和5年度岩手県職員採用試験等の実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公務員の給与の状況について

回	開催 年月日	議案、協議事項等
25	5.2.9 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の選考による採用について 2 職員の勤務延長の期限の延長について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定年引上げに伴う規則の制定・改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 5人委(措)第1号事案の取下げについて 2 令和5年度組織改編の概要について 3 令和5年2月県議会定例会の会期・日程等について
26	5.2.22 (水) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の制定について 2 年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則の制定について 3 一般職の職員の給与に関する条例附則等の規定による給料に関する規則の制定について 4 職員の勤務延長に関する規則の一部改正について 5 職員の分限についての手続及び効果に関する規則の一部改正について 6 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について 7 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 8 管理職手当に関する規則の一部改正について 9 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 10 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について 11 特勤勤務手当等に関する規則の一部改正について 12 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について 13 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について 14 産業教育手当に関する規則の一部改正について 15 職員の選考による採用について 16 職員の勤務延長の期限の延長について
27	5.3.3 (金) 臨時	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の高齢者部分休業に関する規則の制定について 2 職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について 3 一般職の任期付職員の採用について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係団体からの要請について

回	開催 年月日	議案、協議事項等
28	5.3.9 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 2 職員の選考による採用について 3 職員の職務の級の決定について 4 職務の級の上位の級の適用及び給料の特別調整額の上位区分の適用について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報の保護等に関する条例の制定等に伴う人事委員会規則等の制定・改廃について 2 給料の特別調整額に関する規則及び級別職務区分表の一部改正について
29	5.3.23 (木) 定例	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の制定について 2 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部改正について 3 岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則の一部改正について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 5 給料の特別調整額に関する規則の一部改正について 6 職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部改正について 7 特勤手当等に関する規則の一部改正について 8 へき地手当等に関する規則の一部改正について 9 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 10 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 11 口頭により開示請求をすることができる個人情報の告示の廃止について 12 級別職務区分表の告示の一部改正について 13 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について 14 職務の級の上位の級の適用及び給料の特別調整額の上位区分の適用について 15 事務局職員の人事について 16 令和5年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（専門試験型）の実施について 17 令和5年度岩手県職員採用Ⅰ種試験（アピール試験型）実施要領の一部改正について 18 令和5年度岩手県職員採用Ⅱ種試験の実施について 19 令和5年度岩手県職員採用Ⅲ種試験の実施について 20 令和5年度岩手県警察官採用試験の実施及び警視総監との警察官採用試験の第1次試験の共同実施について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務局職員の人事について 2 令和5年2月県議会定例会の状況について 3 解雇予告除外認定について

3 条例案等に対する意見

県議会から条例案について意見を求められ、次のとおり回答した。

意見提出 年月日	件名	内容	意見
4. 6. 23	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第5号）	職員が退職の日後に事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないこととするもの等。	令和4年6月20日付け議第53号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
4. 6. 28	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（議案第20号）	2回を超えて育児休業をすることができる特別の事情を定める等所要の改正をすること。	令和4年6月27日付け議第73号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
4. 10. 7	定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（議案第16号）	定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定めること。	令和4年9月29日付け議第145号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（議案第17号）	職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与に関する特例を設ける等所要の改正をすること。	
	一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第18号）	定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額の基準を定めるとともに、併せて所要の改正をすること。	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第19号）	60歳に達した日以後に退職する職員の退職手当の特例を設ける等所要の改正をすること。	
	職員の高齢者部分休業に関する条例（議案第20号）	職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めること。	
	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（議案第21号）	職員の定年を引き上げ、地方公務員法の一部改正に伴い管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定める等所要の改正をすること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（議案第26号）	職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の月額について定め、及び職員の高齢者部分休業について定める等所要の改正をすること。	

	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（議案第27号）	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整備及び廃止をし、並びに定年退職者等の再任用に関する経過措置を定めようとするもの。	
4. 11. 28	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第7号）	特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定すること。	令和4年11月24日付け議案第196号により意見を求められた下記条例案については、適当なものと認められます。
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第8号）	任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定すること。	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第9号）	一般職の職員の給料月額、通勤手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定すること。	
	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第10号）	会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定すること。	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第11号）	職員とみなして退職手当を支給する者の要件を改めるとともに、併せて所要の整備をすること。	
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第15号）	市町村立学校職員の給料月額、通勤手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定すること。	

4 人事委員会規則、告示等の制定・改廃状況

令和4年度に行った人事委員会規則の制定・改廃の内容は、次のとおりである。

(1) 規則

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
4. 5. 13 規則第 10 号	公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4. 5. 13	公平事務委託市町村等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
4. 9. 13 規則第 11 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4. 10. 1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、国の例に準じて、所要の改正を行った。
4. 9. 13 規則第 12 号	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	4. 10. 1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、国の例に準じて、所要の改正を行った。
4. 9. 13 規則第 13 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4. 10. 1	男性職員の育児参加休暇について、国の例に準じて、対象期間を拡大する改正を行った。
4. 9. 30 規則第 14 号	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	4. 10. 1	公文書の管理に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行った。
4. 9. 30 規則第 15 号	岩手県人事委員会が保有する個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則	4. 10. 1	公文書の管理に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行った。
4. 9. 30 規則第 16 号	岩手県人事委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則	4. 10. 1	公文書の管理に関する条例の規定により、人事委員会における歴史公文書の保存、利用、廃棄等、」について必要な事項を定めた。
4. 9. 30 規則第 17 号	岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止する規則	4. 10. 1	岩手県人事委員会行政文書管理規程を制定したことに伴い、規則を廃止した。
4. 12. 22 規則第 18 号	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 1. 1	給与条例等の一部改正に伴い、交通用具使用者に係る通勤手当の額について所要の改正を行った。
4. 12. 22 規則第 19 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4. 12. 22 (4. 12. 1 適用)	給与条例等の一部改正に伴い、勤勉手当に係る成績率について所要の改正を行った。
4. 12. 22 規則第 20 号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4. 12. 22 (4. 4. 1 適用)	給与条例等の一部改正により、給料表が改定されることに伴い、所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
4. 12. 27 規則第 21 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4. 12. 27	新型コロナウイルス感染症対策の業務等のため、規定の期間内に休暇を取得することができなかった職員に配慮するため、キャリアアップ休暇の取得可能期間を延長する改正を行った。
5. 2. 7 規則第 1 号	定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規則	5. 4. 1 (一部 5. 2. 7 施行)	定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例の規定により、定年前再任用に関し必要な事項を定めた。
5. 2. 7 規則第 2 号	定年退職者等の暫定再任用に関する規則	5. 4. 1 (一部 5. 2. 7 施行)	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の規定により、定年退職者等の暫定再任用に関し必要な事項を定めた。
5. 2. 28 規則第 3 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1 (一部 5. 2. 28 施行)	給与条例及び給与等条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者に係る特殊勤務手当の計算方法を定める等所要の改正を行った。
5. 2. 28 規則第 4 号	産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	給与条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者に係る産業教育手当の計算方法を定める改正を行った。
5. 2. 28 規則第 5 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	給与条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者について、特別調整額を 7 割相当とする措置等を定める改正を行った。
5. 2. 28 規則第 6 号	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	給与等条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者について、手当の月額を 7 割相当とする措置等を定める改正を行った。
5. 2. 28 規則第 7 号	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	給与条例及び給与等条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者に係る特殊勤務手当の計算方法を定める等所要の改正を行った。
5. 2. 28 規則第 8 号	職員の分限についての手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
5. 2. 28 規則第 9 号	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	給与条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者について、手当の月額を 7 割相当とする措置等を定める改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
5. 2. 28 規則第 10 号	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者について、手当の月額を 7 割相当とする措置等を定める改正を行った。
5. 2. 28 規則第 11 号	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	地方公務員法の一部改正及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例の制定に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る調整基本額を定めるとともに、一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者について、調整基本額を 7 割相当とする措置等を定める改正を行った。
5. 2. 28 規則第 12 号	職員の勤務延長に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、職員の勤務延長等に関して所要の改正を行った。
5. 2. 28 規則第 13 号	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	地方公務員法の一部改正及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例の制定に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る手当等の額を定めるとともに、一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、給料 7 割措置の対象者に係る管理職員特別勤務手当の計算方法を定める改正を行った。
5. 2. 28 規則第 14 号	職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則	5. 4. 1	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例の規定に基づき、職員の管理監督職勤務上限年齢による降任に関し必要な事項を定めた。
5. 2. 28 規則第 15 号	年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則	5. 4. 1	職員の定年等に関する条例の規定により、年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関し必要な事項を定めた。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
5. 2. 28 規則第 16 号	一般職の職員の給与に関する条例附則等の規定による給料に関する規則	5. 4. 1	給与条例附則第 41 項、第 43 項、第 45 項及び第 46 項並びに給与等条例附則第 43 項、第 45 項及び第 46 項の規定による給料に関し必要な事項を定めた。
5. 3. 10 規則第 17 号	職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	5. 4. 1	職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、関係規則について所要の整備を行った。
5. 3. 10 規則第 18 号	職員の高齢者部分休業に関する規則	5. 4. 1	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めた。
5. 3. 17 規則第 19 号	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	試験の職種区分の名称変更及び職種区分の削除に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 31 規則第 20 号	職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	5. 4. 1	地方公務員法等の改正及びそれに伴う条例の制定等に伴い、関係規則について所要の改正を行った。
5. 3. 31 規則第 21 号	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	知事部局等の組織改編に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 31 規則第 22 号	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	へき地学校及び準へき地学校の統廃合等に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 31 規則第 23 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	給与条例及び給与等条例の一部改正に伴い勤勉手当に係る成績率を改めるとともに、併せて所要の整備を行った。
5. 3. 31 規則第 24 号	岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	個人情報の保護等に関する条例（の制定に伴い、所要の整備を行った。
5. 3. 31 規則第 25 号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等として指定等をする改正を行った。
5. 3. 31 規則第 26 号	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	準特地公署の廃止に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 31 規則第 27 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	船員法の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
5. 3. 31 規則第 28 号	岩手県人事委員会が保有する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則	5. 4. 1	情報公開条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

公布年月日 番 号	規 則 名	施 行 年月日	概 要
5. 3. 31 規則第 29 号	岩手県人事委員会が保有する個人情報保護等に関する規則	5. 4. 1	個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護等に関する条例の規定に基づき、岩手県人事委員会が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めた。

(2) 訓令

制定年月日 番 号	訓 令 名	施 行 年月日	概 要
4. 9. 30 訓令第 1 号	岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令	4. 10. 1	公文書の管理に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行った。
4. 9. 30 訓令第 2 号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	4. 10. 1	公文書の管理に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行った。
4. 9. 30 訓令第 3 号	岩手県人事委員会行政文書管理規程	4. 10. 1	公文書の管理に関する条例の規定により、人事委員会における行政文書の管理について必要な事項を定めた。
5. 3. 31 訓令第 1 号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令	5. 4. 1	個人情報の保護等に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する規則の制定に伴い、所要の改正を行った。

(3) 告示

制定年月日 番 号	告 示 名	施 行 年月日	概 要
4. 3. 29 告示第 1 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	4. 4. 1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 31 告示第 1 号	級別職務区分表の一部を改正する告示	5. 4. 1	知事部局の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 31 告示第 2 号	口頭により開示請求をすることができる個人情報の廃止	5. 4. 1	個人情報保護条例の廃止に伴い、告示を廃止した。

(4) 通知

通知年月日 番 号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
4. 4. 13 人委職第 12 号	「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	4. 4. 1	国の運用通知の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
4. 9. 16 人委職第 128 号	「職員の育児休業等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 10. 1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

通知年月日 番号	通知名	適用 (施行) 年月日	概要
4. 9. 13 人委職第 130 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 10. 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則（の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
4. 12. 19 人委職第 203 号	給与条例等の一部改正に伴う差額の支給等について	4. 12. 19	給与条例等の一部改正に伴い、遡及して支給される給与と既に支給された給与との差額の支給等について、必要な事項を定めた。
4. 12. 22 人委職第 204 号	職員の給料の調整額に関する規則の調整基本額について	4. 12. 1	給与条例等の一部改正に伴い、職員の給料の調整額の調整基本額を定めた。
4. 12. 22 人委職第 205 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	4. 12. 1	給与条例等の一部改正に伴い勤勉手当に係る勤勉手当の額の総額の範囲について、所要の改正を行った。
4. 12. 27 人委職第 214 号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知第 8 特別休暇関係第 9 号の「人事委員会が別に定める場合」の取扱いについて」の通知の一部改正について	4. 12. 27	結婚休暇について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、休暇の取得が困難である場合における取得可能期間の特例について、所要の改正を行った。
5. 2. 7 人委職第 238 号	定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規則の運用等について	5. 4. 1	定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規則の規定による規則の運用等について、必要な事項を定めた。
5. 2. 28 人委職第 252 号	給与条例附則等の規定による降給を行う場合における職員に対する通知について	5. 4. 1	職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の改正に伴い、降給した職員に対する通知について、必要な事項を定めた。
5. 2. 28 人委職第 253 号	年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則の運用等について	5. 4. 1	年齢 60 年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則の規定による規則の運用等について、必要な事項を定めた。
5. 2. 28 人委職第 253 号	一般職の職員の給与に関する条例附則等の規定による給料に関する規則の運用等について	5. 4. 1	一般職の職員の給与に関する条例附則等の規定による給料に関する規則の規定による規則の運用等について、必要な事項を定めた。
5. 3. 1 人委職第 255 号	「職員の勤務延長に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	5. 4. 1	職員の勤務延長に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
5. 3. 1 人委職第 256 号	職員の勤務延長に関する規則の一部改正に伴う経過措置について	5. 4. 1	職員の勤務延長に関する規則の一部改正に伴う経過措置について定めた。

通知年月日 番号	通知名	適用 (施行) 年月日	概要
5.3.1 人委職第257号	職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の運用等について	5.4.1	職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則の規定による規則の運用等について、必要な事項を定めた。
5.3.8 人委職第261号	「職員の分限についての手続及び効果に関する規則及び職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	5.4.1	職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の改正に伴い、減給の額の計算の取扱いについて、所要の改正を行った。
5.3.10 人委職第263号	職員の高齢者部分休業に関する規則の運用について	5.4.1	職員の高齢者部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する規則の運用について定めた。
5.3.10 人委職第264号	「地域手当の運用について」の通知の一部改正について	5.4.1	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、高齢者部分休業が新設されることから所要の整備を行った。
5.3.10 人委職第265号	「職員の給与の支給に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	5.4.1	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、高齢者部分休業が新設されることから所要の整備を行った。
5.3.10 人委職第266号	職員の高齢者部分休業に関する規則の運用等について	5.4.1	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、高齢者部分休業が新設されることから所要の整備を行った。
5.3.14 人委職第268号	職員の給料の調整額に関する規則の調整基本額について	5.4.1	職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴い、調整基本額の取扱いを定めた。
5.3.31 人委職第289号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	5.4.1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の改正に伴い、所要の整備等を行った。
5.3.31 人委職第290号	「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について」の通知の一部改正に伴う経過措置について	5.4.1	「『職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用等について』の通知の一部改正について」の通知に伴い、暫定再任用職員に関する経過措置を定めた。
5.3.31 人委職第291号	「単身赴任手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正について	5.4.1	地方公務員法の一部改正等により、再任用職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制度が創設されたことに伴い、所要の整備を行った。
5.3.31 人委職第292号	「単身赴任手当に関する規則の運用について」の通知の一部改正に伴う経過措置について	5.4.1	「『単身赴任手当に関する規則の運用について』の通知の一部改正について」の通知に伴い、暫定再任用職員に関する経過措置を定めた。

通知年月日 番号	通 知 名	適 用 (施行) 年月日	概 要
5. 3. 31 人委職第 293 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正について	5. 4. 1	給与条例及び給与等条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が改正されたこと及び地方公務員法の一部改正等により、再任用職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制度が創設されたことに伴い、所要の整備を行った。
5. 3. 31 人委職第 294 号	「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知の一部改正に伴う経過措置について	5. 4. 1	「『期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について』の通知の一部改正について」の通知に伴い、暫定再任用職員に関する経過措置を定めた。

5 委員会の調査活動

(1) 現場職員の声を聴く会

人事委員会委員が県行政の第一線に赴き、現場の実態を視察するとともに、そこで働く職員から生の声を聞くことにより、県職員の業務や意識、生活に対する理解を深め、もって人事行政の適正かつ円滑な推進に資することを目的として実施した。

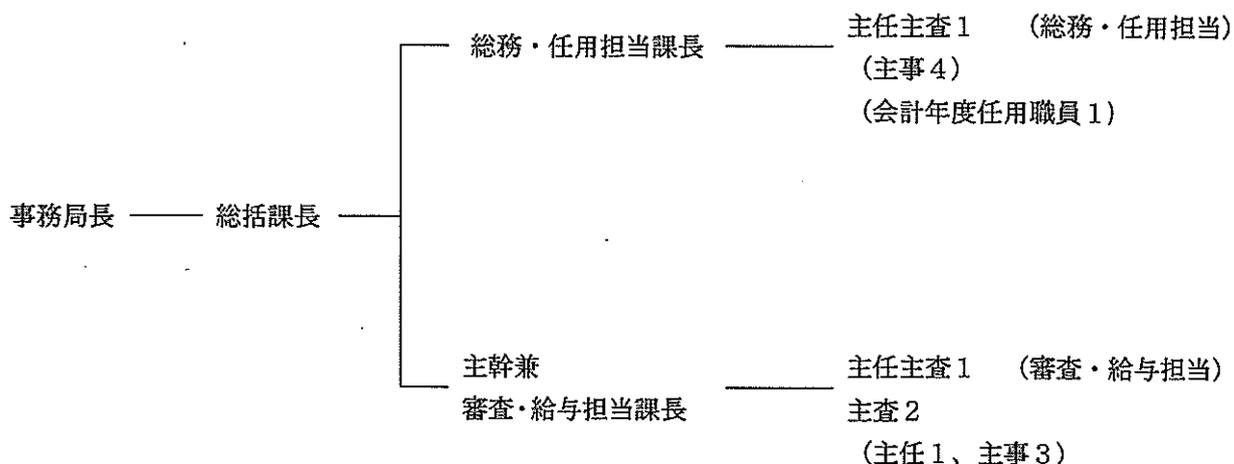
実施日	概要
令和4年6月7日(火)	1 調査公所名 県立福岡工業高等学校 (新型コロナウイルス感染症予防対策でオンライン開催) 2 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明 ・ 主な意見交換事項 授業の対応について 部活動や資格取得指導の対応について 通勤者の負担等について 勤務時間管理について 健康指導について
令和4年12月21日(水)	1 調査公所名 県立平泉世界遺産ガイダンスセンター 2 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設見学 ・ 概要説明 ・ 主な意見交換事項 館内展示のコンセプトについて 施設運営で苦労した点について 広報の実施方法について 職員の勤務形態等について 指定管理者制度の導入について

事 務 局

第3 事務局

1 事務局（令和5年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 事務分掌

担当	分掌事務
総務・任用担当	1 人事委員会の会議に関すること。
	2 公印に関すること。
	3 事務局職員の任用、給与その他人事に関すること。
	4 人事委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。
	5 公文書の管理に関すること。
	6 物品の管理に関すること。
	7 予算経理に関すること。
	8 広報に関すること。
	9 人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
	10 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 職員の競争試験及び選考に関すること。
	12 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	13 情報公開に関する事務の総括に関すること。
	14 個人情報保護等に関する事務の総括に関すること。
	15 審査・給与担当の事務に属さないこと。

担当	分 掌 事 務
審 査 ・ 給 与 担 当	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。
	2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関する事。
	3 職員に対する不利益処分についての審査請求に関する事。
	4 職員からの苦情相談に関する事。
	5 職員団体の登録に関する事。
	6 労働基準監督機関の職権に関する事。
	7 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究等に関する事。
	8 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	9 職員に対する給与の支払の監理に関する事。
	10 職員の人事評価及び研修についての総合的企画及び勧告に関する事（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。
	11 給料表についての報告及び勧告に関する事。
	12 その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関する事。

(3) 事務局職員の配置

職員の定数は、岩手県職員定数条例（昭和27年条例第18号）に基づき、昭和40年以降19人とされていたが、行政改革の一環として行われた定数の見直しにより、昭和61年4月1日以降18人とされた。

なお、現員は、平成18年4月1日から17人、平成20年4月1日から事務局の組織改編に伴い、総務課が廃止され16人、平成21年4月1日から15人となっていたが、平成28年4月1日から16人となっている。

おって、令和2年4月1日から会計年度任用職員（フルタイム）1人が新たに配置されている。

課・担当名	定数(実質)	現 員	備 考
事務局長	1	1	
職員課	総括課長	1	
	総務・任用担当	7	総務・任用担当課長を含む。 会計年度任用職員1名を含む。
	審査・給与担当	8	審査・給与担当課長を含む。
計	17	17	

(注) 現員は、令和5年4月1日現在の状況である。

(4) 事務局職員一覧表

職 名	氏 名	在職期間
事 務 局 長	山 村 勉	R5. 4. 1～
【職員課】		
総 括 課 長	及 川 有史	R5. 4. 1～
(総務・任用担当)		
総務・任用担当課長	佐 藤 竜一	R4. 4. 1～
主 任 主 査	田 山 堅	R5. 4. 1～
主 事	佐 藤 梓	R3. 4. 1～
主 事	高 橋 美里	R4. 4. 1～
主 事	高 橋 剛	R5. 4. 1～
主 事	遠 藤 有真	R4. 4. 1～
(審査・給与担当)		
主幹兼審査・給与担当課長	千 葉 雅子	R4. 4. 1～
主 任 主 査	青 名 畑 順子	R4. 4. 1～
主 査	関 下 樹	R2. 4. 1～
主 査	谷 地 仁見	R4. 4. 1～
主 任	黒 沢 恵	R5. 4. 1～
主 事	八 幡 紗也加	R4. 4. 1～
主 事	藤 田 翔	R5. 4. 1～
主 事	佐 々 木 美桜	R5. 4. 1～

(注) 在職期間は、人事委員会事務局職員として在職した期間である。

(5) 予算

人事委員会関係の予算は、次のとおりである。

ア 歳入

(単位：千円)

科 目	令和5年度 当初額	令和4年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
14 諸収入	2,675	3,062	419	3,481	
05 受託事業収入	2,613	2,599	422	3,021	
01 受託事業収入	2,613	2,599	422	3,021	
01 総務	2,613	2,599	422	3,021	公平委員会事務受託事業収入
08 雑入	62	463	△3	460	
04 雑入	62	463	△3	460	
02 総務	62	463	△3	460	警察官採用試験共同実施負担金 社会保険料納付金

イ 歳出

(単位：千円)

科 目	令和5年度 当初額	令和4年度			摘 要
		当初額	補正額	計	
02 総務費	151,590	152,078	22,058	174,136	
09 人事委員会費	151,590	152,078	22,058	174,136	
01 委員会費	6,785	6,843	△400	6,443	
01 報酬	6,300	6,300	0	6,300	委員3人分
08 旅費	230	288	△175	113	
09 交際費	50	50	△20	30	委員長交際費
18 負担金、補助及び 交付金	205	205	△205	0	全人連分担金 135千円 ブロック協議会分担金 70千円
02 事務局費	144,805	145,235	22,458	167,693	
01 報酬	930	915	△61	854	会計年度任用職員(パートタイム)1人分
02 給料	63,381	64,391	△547	63,844	会計年度任用職員(フルタイム6か月)1人分含む
03 職員手当等	37,629	38,833	25,876	64,709	会計年度任用職員含む
04 共済費	21,087	20,712	192	20,904	会計年度任用職員含む
07 報償費	322	323	△104	219	民間給与実態調査事業所謝礼
08 旅費	2,187	2,402	△1,119	1,283	会計年度任用職員(パートタイム)1人分の費用 弁償含む
09 交際費	40	40	△20	20	事務局長交際費
10 需用費	4,853	5,545	194	5,739	オンライン化等に伴う減 (ペーパーレス推進)
11 役務費	1,836	1,813	△20	1,793	
12 委託料	7,409	5,441	△1,793	3,648	採用試験システム機器更新業務委託、職員募集 情報発信媒体作成業務委託等の増
13 使用料及び賃借料	2,592	2,295	△137	2,158	採用試験会場使用料の増
17 備品購入費	50	50	0	50	
18 負担金、補助及び 交付金	2,489	2,475	△3	2,472	日本人事試験研究センター賛助会費 2,200千円等

(6) 主な行事・業務

年月日	行事・業務内容
4. 4. 1	新採用職員辞令交付式
4. 4. 14	第1回人事委員会定例会
4. 4. 21～ 5. 31	県職員(教育行政職)採用選考申込受付
4. 4. 25～ 5. 20	県職員採用 I 種試験申込受付
4. 4. 25～ 6. 10	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
4. 4. 25	岩手県庁jobモールオンラインセミナー2022春
4. 4. 27～ 6. 3	任期付職員経験者採用選考申込受付
4. 4. 28	第2回人事委員会定例会
4. 5. 12	第3回人事委員会定例会
4. 5. 26	第4回人事委員会定例会
4. 5	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議(書面決議)
4. 6. 3	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立岨米高等学校・オンライン)
4. 6. 7	第1回「現場職員の声を聴く会」(県立福岡工業高等学校・オンライン)
4. 6. 9	第5回人事委員会定例会
4. 6. 15	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立花巻北高等学校)
4. 6. 19	県職員採用 I 種試験第1次試験(盛岡市・東京都)
4. 6. 19	任期付職員経験者採用選考第1次選考(盛岡市)
4. 6. 23	第6回人事委員会定例会
4. 6. 24	第130回全国人事委員会連合会総会(書面決議)
4. 6. 24	県職員採用 I 種試験第1次試験合格発表
4. 6. 28	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立遠野高等学校・オンライン)
4. 7. 1～ 8. 5	県職員採用 II 種・III 種試験申込受付
4. 7. 1～ 8. 5	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考申込受付
4. 7. 1	任期付職員経験者採用選考第1次選考合格発表
4. 7. 4	第7回人事委員会定例会
4. 7. 5～ 7. 12	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第2次試験(盛岡市)
4. 7. 10	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考(盛岡市・東京都)
4. 7. 14～ 7. 15	第65回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会(熊本市)
4. 7. 14～ 7. 26	県職員採用 I 種試験(一般行政A以外)第2次試験(盛岡市)
4. 7. 19	第8回人事委員会臨時会
4. 7. 21	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第2次試験合格発表
4. 7. 21	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考合格発表
4. 7. 23	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考(盛岡市)
4. 7. 27～ 8. 3	県職員採用 I 種試験(一般行政A)第3次試験(盛岡市)
4. 7. 28	第9回人事委員会定例会
4. 8. 1～ 9. 16	障がい者を対象とした県職員採用選考申込受付
4. 8. 3	県職員(教育行政職)採用選考第1次選考合格発表
4. 8. 4	任期付職員経験者採用選考第2次選考(盛岡市)
4. 8. 8	人事院勧告
4. 8. 9	第10回人事委員会定例会
4. 8. 10	県職員採用 I 種試験最終合格発表
4. 8. 22	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立盛岡工業高等学校)
4. 8. 23	県職員(教育行政職)採用選考第2次選考(盛岡市)

年月日	行事・業務内容
4. 8. 24	大卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
4. 8. 24~ 8. 31	警察官A(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
4. 8. 26	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(総務省主催・Web開催)
4. 8. 26	任期付職員経験者採用選考最終合格発表
4. 8. 29	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立盛岡第二高等学校)
4. 9. 1	第11回人事委員会臨時会
4. 9. 2	県職員(教育行政職)採用選考最終合格発表
4. 9. 7	第12回人事委員会定例会
4. 9. 8	警察官A(男性・女性)採用試験及び大卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
4. 9. 16	第13回人事委員会臨時会
4. 9. 18	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
4. 9. 20	岩手県地方公務員共闘会議との職員課総括課長会見
4. 9. 22	第14回人事委員会定例会
4. 9. 25	県職員採用Ⅱ種試験第1次試験(盛岡市)
4. 9. 25	県職員採用Ⅲ種試験第1次試験(盛岡市・金ケ崎町・釜石市・久慈市)
4. 9. 29	第15回人事委員会臨時会
4. 9. 30	岩手県地方公務員共闘会議との事務局長会見
4. 9	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(書面開催)
4. 9	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務会議(書面開催)
4. 10. 5	岩手県自治体労働組合総連合との職員課総括課長会見
4. 10. 6	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第1次試験・選考合格発表
4. 10. 6	第16回人事委員会臨時会
4. 10. 11	岩手県地方公務員共闘会議との委員長会見
4. 10. 13	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験第1次試験合格発表
4. 10. 14	第17回人事委員会定例会
4. 10. 21	第18回人事委員会臨時会
4. 10. 21	岩手県人事委員会報告及び勧告
4. 10. 23	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考(盛岡市)
4. 10. 25・26・31、11. 1	県職員採用Ⅱ種試験第2次試験(盛岡市)
4. 10. 25~ 11. 4	県職員採用Ⅲ種試験第2次試験(盛岡市)
4. 11. 8	障がい者を対象とした県職員採用選考第1次選考合格発表
4. 11. 9	高卒程度の警察官(武道指導)採用選考第2次選考(盛岡市)
4. 11. 9~ 11. 15	警察官B(男性・女性)採用試験第2次試験(盛岡市)
4. 11. 15	岩手県庁高校生向け業務説明会(県立黒沢尻北高等学校)
4. 11. 16	第19回人事委員会定例会
4. 11. 17	県職員採用Ⅱ種・Ⅲ種試験最終合格発表
4. 11. 24	第20回人事委員会定例会
4. 11. 25	警察官B(男性・女性)採用試験及び高卒程度の警察官(武道指導)採用選考最終合格発表
4. 11. 29~ 11. 30	障がい者を対象とした県職員採用選考第2次選考(盛岡市)
4. 12. 8	第21回人事委員会定例会
4. 12. 15	障がい者を対象とした県職員採用選考最終合格発表
4. 12. 21	第2回「現場職員の声を聴く会」(県立平泉世界遺産ガイドランスセンター)
4. 12. 22	第22回人事委員会定例会
5. 1. 11~ 2. 15	岩手県庁jobモールオンラインセミナー2023(全12回)

年 月 日	行 事 ・ 業 務 内 容
5. 1. 11～ 2. 22	岩手県庁jobモールオンラインセミナー2023(技術系職種編)(全12回)
5. 1. 12	第23回人事委員会定例会
5. 1. 12～ 2. 16	岩手県庁若手職員フリートークONLINE(全11回)
5. 1. 26	第24回人事委員会定例会
5. 2. 9	第25回人事委員会定例会
5. 2. 22	第26回人事委員会定例会
5. 2	東北・北海道地区人事委員会協議会任用事務会議(書面開催)
5. 2	東北・北海道地区人事委員会協議会給与事務研修会(書面開催)
5. 3. 1～ 3. 17	令和5年度県職員採用 I 種試験アピール試験型(先行実施枠)申込受付
5. 3. 3	第27回人事委員会臨時会
5. 3. 6～ 3. 7	高校生等向け岩手県職員・警察官業務説明会2023(3. 6:奥州市・釜石市、3. 7:盛岡市)
5. 3. 9	第28回人事委員会定例会
5. 3. 23	第29回人事委員会定例会

(7) 諸会議等

令和4年度において開催された人事委員会関係の諸会議等の状況は、次のとおりである。

ア 全国人事委員会連合会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
第130回総会	R 4. 6. 24 (書面決議)	<p>【議 事】</p> <ol style="list-style-type: none">1 令和3年度決算について2 令和4年度分担金について3 令和4年度事業計画案及び予算案について4 第131回総会について5 第66回公平審査事務研修会について <p>【報 告】</p> <ol style="list-style-type: none">1 令和2・3年度専門部会の結果報告について2 第64回公平審査事務研修会の結果報告について3 第65回公平審査事務研修会について4 令和4年度理事について5 ブロック活動状況報告について <p>【永年勤続者の表彰等】</p> <p>【役員を選出】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和4年度会長及び副会長について
第65回公平審査 事務研修会	R 4. 7. 14～15 (熊本市)	<p>【講 演】</p> <p>「地方公務員行政の現状と課題」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 原田 悠希 氏</p> <p>【分科会研究討議】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1～3分科会：研究テーマ1 パワー・ハラスメントによる懲戒停職処分及び分限降任処分について・ 第4～6分科会：研究テーマ2 不適切な事務処理等をした職員に対する懲戒免職処分について・ 各研究テーマの講評及び質疑応答 <p>講評 人事院公平審査局審議官 吉田 徳幸 氏</p>

イ 東北・北海道地区人事委員会協議会

会議名	期日 (会場)	会議の内容
委員長・事務局長 会議	R 4. 5 (書面決議)	<p>【議 事】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度分担金について 2 令和3年度事業報告及び歳入歳出決算について 3 令和4年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について 4 令和4年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について 5 令和4年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について 6 令和4年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会長)選出のための選考委員の選出について <p>【報 告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度全国人事委員会連合会理事の選出について 2 令和4年度全国人事委員会連合会に係る日程等について
委員・事務局長 合同会議	R 4. 9 (書面開催)	<p>【議 題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定年引上げに伴う給与課題について 2 採用試験の見直しについて 3 職員募集に係る広報活動の実施内容等について 4 会計年度任用職員の期末手当の取扱いについて 5 災害対応業務や新型コロナウイルス感染症関連業務等による負担増加を踏まえた職員の勤務条件に係る措置について 6 採用試験の在り方について 7 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状況について 8 技術系職種に係る受験者確保対策等について 9 教育職員の長時間労働(在校等時間)に対する指導について 10 受験者確保のための取組について
給与事務会議	R 4. 9 (書面開催)	<p>【(担当課長・係長合同会議) 聴取事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与に関する報告・勧告について 2 特殊勤務手当の見直しについて 3 通勤手当について 4 給与制度の独自改正について

会議名	期日 (会場)	会議の内容
任用事務会議	R 5. 2 (書面開催)	<p>【協議事項】</p> <p>1 合同採用説明会の実施について</p> <p>【聴取事項】</p> <p>1 採用試験における性別の取扱いについて</p> <p>2 電子申請における採用試験受験申込時の操作誤りにより、受験申込が完了していなかった事例への対応について</p> <p>3 第1次試験における遅刻者への対応について</p> <p>4 採用試験（大卒程度）第1次試験日程について</p> <p>5 令和4年度大卒程度試験（技術系職種）における個別面接試験の試験員の構成について</p> <p>6 高卒程度の試験区分に係るエントリーシート（面接カード）の提出方法について</p> <p>7 面接試験の面接員を対象とした研修等について</p> <p>8 採用試験（大卒程度）の早期化への対応について</p> <p>9 「特別枠」試験の実施について</p> <p>10 S P I 3（能力検査）の導入について</p>
給与事務研修会	R 5. 2 (書面開催)	<p>【意見交換議題】</p> <p>1 給料表の号給増設について</p> <p>2 新規採用者への特地勤務手当に準ずる手当／へき地手当に準ずる手当の支給について</p> <p>3 特定任命により職員となった者の管理監督職勤務上限年齢調整額の算出方法について</p> <p>4 定年引上げに伴う独自の給与措置について</p> <p>5 特定地方警務官から引き続き道県警察官に任命された職員の号給等の決定方法について</p> <p>6 給与の減額について</p> <p>7 職種別民間給与実態調査における通信調査の実施状況について</p>

ウ 総務省関係

会議名	期日 (会場)	会議の内容
全国人事委員会 事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	R 4. 8. 26 (Web 開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 2 給与及び定員管理の諸問題について 3 人事院の勧告について 4 地方公務員等共済組合法の適用拡大及びマイナンバーカードの普及促進について 5 地方公務員の労働安全衛生について 6 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 7 地方行革について 8 自治大学校の研修事業について 9 消防行政について 10 マイナンバーカードの普及促進について

任 用 關 係 事 務

2 任用関係事務

(1) 概況

ア 採用広報活動

複雑化・高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、社会情勢の変化にアンテナを張り、創意工夫を凝らし、自律的かつ柔軟に行動することができる人材の確保が必要であるが、県職員採用試験の受験者数は、年々減少傾向にあり、民間企業の採用活動の早期化や他の公務員採用試験の動向等の影響を強く受けるようになってきたことから、よりきめ細かな採用広報活動が求められている。

そのため、採用広報活動の実施にあたっては、様々な媒体を活用し、任命権者と連携しながら、単なる試験情報の提供にとどまらず、本県行政の実情や業務内容、働き方改革の実施状況等の理解を促進することにより、県職員への志望意欲の高い受験者を1人でも多く確保するよう努めている。

特に令和4年度は、職員募集案内ホームページをリニューアルし、動画情報の拡充と必要な情報を見つけやすいよう掲載情報を整理・拡充してアクセス改善を行った。また、OB職員が参加する説明会や、参加者の顔を見ながら行うことができる対面説明会や参加者側もカメラを使用する説明会の機会を増やし、職員から直接実体験を聞くことができる機会をより多く設けた。

例年実施している人事委員会事務局主催の説明会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点のほか、遠隔地からも参加しやすい説明会となるよう、引き続きオンライン形式で開催した。全職種を対象とした「岩手県庁jobモールオンラインセミナー」、技術系職種対象の「岩手県庁jobモールオンラインセミナー技術系職種編」のほか、県庁ナビゲータが対応する座談会名称を「岩手県庁若手職員フリートーク」に変更し、対象を全職種に拡充して、1月から2月にかけて実施した。

イ 競争試験の概要

令和4年度に実施した採用試験の実施状況は、(2)のウの表のとおりである。

I種試験は、職種区分を14に分けて実施しており、令和4年度は全14職種で実施した。II種試験は2職種、III種試験は6職種、警察官採用試験は4職種で実施した。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和4年度における職員採用競争試験及び職員採用選考実施に当たっては、受験者の体調管理の呼びかけ、当日の検温、1室あたりの人数縮減や換気・消毒の徹底、別室の準備など、当日の体調不良者に備えた体制を整え実施した。

なお、警察官A(男性)及び警察官B(男性)採用試験の第1次試験については、東京都(警視庁)の依頼を受けて共同で実施した。東京都の当初採用予定数の合計は5人(前年度と同数)であり、最終合格者は0人(前年度と同数)であった。

令和4年度に実施した採用試験における採用状況は、(2)のエの表のとおりである。

また、全試験の平成25年度以降の申込者数等の推移は(2)のオの表のとおりである。県職員採用試験、警察官採用試験共に申込者数及び受験者数は年々減少傾向にある。

ウ 選考の概要

任命権者からの申請に基づき承認した選考による採用は13人(前年度比2人増)、選考による昇任は8人(同4人減)で、合計21人(同2人減)について承認した。このうち委員会付議級に係るものは12人(同2人減)であった。

障がい者を対象とした採用選考においては、令和2年度から、受験資格のうち上限年齢要件を32歳未満から40歳未満に引き上げて実施している。

また、警察官(武道指導)採用選考、岩手県任期付職員経験者採用選考及び県職員(教育行政職)採用選考を実施した。

(2) 採用試験の実施状況

ア 採用試験の日程等

令和4年度に実施した採用試験の日程等は、次のとおりである。

試験の種類		受付期間	試験日	試験地	採用候補者名簿 確定年月日 (合格発表日)
Ⅰ種 (一般行政A)	第1次試験	4. 4. 25～ 5. 20	4. 6. 19	盛岡市、東京都	(4. 6. 24)
	第2次試験		4. 7. 5～7. 8、 7. 11～7. 12	盛岡市	(4. 7. 21)
	第3次試験		4. 7. 27、7. 29、 8. 1～8. 3	盛岡市	4. 8. 9 (4. 8. 10)
Ⅰ種 (一般行政A 以外)	第1次試験	4. 4. 25～ 5. 20	4. 6. 19	盛岡市、東京都	(4. 6. 24)
	第2次試験		4. 7. 14～7. 21、 7. 25、7. 26	盛岡市	4. 8. 9 (4. 8. 10)
Ⅱ種	第1次試験	4. 7. 1～ 8. 5	4. 9. 25	盛岡市	(4. 10. 13)
	第2次試験		4. 10. 25、10. 26、 10. 31、11. 1	盛岡市	4. 11. 16 (4. 11. 17)
Ⅲ種	第1次試験		4. 9. 25	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(4. 10. 13)
	第2次試験	4. 10. 25～11. 2、 11. 4	盛岡市	4. 11. 16 (4. 11. 17)	
警察官A (男性)	第1次試験	4. 4. 25～ 6. 10	4. 7. 10	盛岡市、東京都	(4. 7. 21)
	第2次試験		4. 8. 24、8. 26 8. 29～8. 31	盛岡市	4. 9. 7 (4. 9. 8)
警察官A (女性)	第1次試験		4. 7. 10	盛岡市、東京都	(4. 7. 21)
	第2次試験		4. 8. 24、8. 26、 8. 29～8. 30	盛岡市	4. 9. 7 (4. 9. 8)
警察官B (男性)	第1次試験	4. 7. 1～ 8. 5	4. 9. 18	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(4. 10. 6)
	第2次試験		4. 11. 9～11. 11、 11. 14～11. 15	盛岡市	4. 11. 24 (4. 11. 25)
警察官B (女性)	第1次試験		4. 9. 18	盛岡市、金ケ崎町、 釜石市、久慈市	(4. 10. 6)
	第2次試験		4. 11. 9～11. 11、 11. 14	盛岡市	4. 11. 24 (4. 11. 25)

イ 採用試験の受験資格及び試験方法

令和4年度に実施した採用試験の受験資格及び試験方法は、次のとおりである。

試験種類	受験資格	試験方法		
		第1次試験	第2次試験	第3次試験
I種	<p>(一般行政B及び総合土木Bを除く職種)</p> <p>(ア) 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(令和4年4月1日における年齢が21歳以上35歳未満の者)</p> <p>(イ) 平成13年4月2日以降に生まれた者(令和4年4月1日における年齢が21歳未満の者)で大学(短期大学を除く)を卒業した者若しくは令和5年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者</p> <p>(一般行政B及び総合土木B)</p> <p>昭和57年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(令和4年4月1日における年齢が21歳以上40歳未満の者)</p>	<p>○アピールシート試験 (一般行政B及び総合土木B、事前提出)</p> <p>○教養試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 多肢選択式75題90分 (教養試験終了後に適性検査150題20分を実施)</p> <p>○専門試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 多肢選択式40題120分 (一般行政Aは10題の必須解答を含む50題中40題の選択解答制、総合土木A及び総合化学は50題中40題の選択解答制)</p> <p>(総合土木B) 記述式2題60分 (5題中2題の選択解答制)</p>	<p>○論文試験※ (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 課題1題80分 (一般行政B) 課題1題60分</p> <p>○人物試験 (一般行政B及び総合土木Bを除く職種) 個別面接 (一般行政A以外は1日2回実施) 適性検査</p> <p>(一般行政B及び総合土木B) 個別面接 (冒頭にアピールシートに基づくプレゼンテーション実施)</p>	<p>○人物試験 (一般行政A) 個別面接 グループワーク</p>

※ I種一般行政Aの論文試験は第1次試験の日に実施。この論文試験の採点は第1次試験合格者についてのみ行い、採点結果は第2次試験の結果に反映されるものであること。

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
II種	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(令和4年4月1日における年齢が19歳以上35歳未満の者)	<p>○教養試験 多肢選択式40題120分 (50題中40題の選択解答制)</p> <p>○論文試験 課題1題80分</p>	<p>○人物試験 個別面接 適性検査</p>

試験種類	受験資格	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
Ⅲ種	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（令和4年4月1日における年齢が17歳以上21歳未満の者） ただし、大学（短期大学を除く）を卒業した者若しくは令和5年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者は除く。	○教養試験 多肢選択式50題120分 ○専門試験 （総合土木、機械及び電気） 多肢選択式40題120分 （林業） 短答式10題及び記述式2題 120分 ○作文試験 課題1題60分	○人物試験 個別面接 適性検査
警察官 A	（警察官A（男性）） 昭和62年4月2日以降に生まれた男性（令和4年4月1日における年齢が35歳未満の男性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者	○教養試験 多肢選択式40題120分 （50題中40題の選択解答制） ○作文試験 課題1題60分 ○人物試験① 適性検査	○人物試験② 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査
	（警察官A（女性）） 昭和62年4月2日以降に生まれた女性（令和4年4月1日における年齢が35歳未満の女性）で大学（短期大学を除く）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者		
警察官 B	（警察官B（男性）） 平成62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性（令和4年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の男性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。	○教養試験 多肢選択式50題120分 ○作文試験 課題1題60分 ○人物試験① 適性検査	○人物試験② 個別面接 適性検査 ○身体検査 ○体力検査
	（警察官B（女性）） 平成62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性（令和4年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の女性）ただし、警察官Aの受験資格を有する者を除く。		

ウ 令和4年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用試験実施結果

試験の種類 及び職種区分	採用 予定数 (変更後)	第1次試験					第2次試験		第3次試験		最終 倍率 (B)/(D)	前年度 合格者数	対前年度 増減	
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100 %	倍率 (B)/(C) 倍	受験者数 (D)	合格者数 (D)	受験者数 (D)	合格者数 (D)				
Ⅰ 種 職	一般行政A	48	215 (95)	143 (60)	124 (9)	66.5	1.2	121 (47)	87 (41)	81 (36)	65 (31)	2.2	71 (45)	▲6 (▲14)
	一般行政B	10	74 (24)	51 (19)	39 (14)	68.9	1.3	36 (14)	11 (4)	/	/	4.6	12 (6)	▲1 (▲2)
	社会福祉	13	31 (19)	27 (17)	24 (15)	87.1	1.1	24 (15)	16 (12)	/	/	1.7	15 (11)	1 (1)
	心理	3	6 (5)	4 (3)	4 (3)	66.7	1.0	3 (3)	3 (3)	/	/	1.3	3 (2)	0 (1)
	農学	9	21 (6)	15 (5)	14 (5)	71.4	1.1	12 (4)	9 (4)	/	/	1.7	9 (3)	0 (1)
	畜産	4	12 (6)	7 (5)	6 (5)	58.3	1.2	6 (5)	3 (2)	/	/	2.3	4 (4)	▲1 (▲2)
	林学	5	6 (3)	4 (3)	3 (2)	66.7	1.3	3 (2)	3 (2)	/	/	1.3	3 (0)	0 (2)
	水産	4	9 (2)	8 (1)	7 (0)	88.9	1.1	5 (0)	3 (0)	/	/	2.7	2 (2)	1 (▲2)
	総合土木A	6	27 (2)	20 (2)	20 (2)	74.1	1.0	18 (1)	11 (1)	/	/	1.8	12 (6)	▲1 (▲5)
	総合土木B	1	6 (0)	3 (0)	2 (0)	50.0	1.5	2 (0)	1 (0)	/	/	3.0	2 (0)	▲1 (0)
	建築	2	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0	/	/	/	/	/	/	0 (0)	0 (0)
	機械	1	4 (2)	2 (0)	1 (0)	50.0	2.0	1 (0)	0 (0)	/	/	/	1 (0)	▲1 (0)
	電気	1	2 (0)	1 (0)	1 (0)	50.0	1.0	1 (0)	1 (0)	/	/	1.0	1 (0)	0 (0)
	総合化学	7	18 (6)	14 (3)	12 (2)	77.8	1.2	11 (2)	9 (2)	/	/	1.6	4 (0)	5 (2)
計(14職種)	114	433 (170) [39.3%]	299 (118) [39.5%]	257 (57) [22.2%]	69.1	1.2	243 (93) [38.3%]	157 (71) [45.2%]	203 (82) [40.4%]	135 (61) [45.2%]	2.2	139 (79) [56.8%]	▲4 (▲18) [11.6%減]	
Ⅱ 種	一般事務	10	155 (65)	91 (33)	30 (9)	58.7	3.0	30 (9)	15 (6)	/	/	6.1	21 (10)	▲6 (▲4)
	警察事務	6	63 (33)	35 (15)	18 (8)	55.6	1.9	17 (7)	9 (4)	/	/	3.9	6 (5)	3 (▲1)
	計(2職種)	16	218 (98) [45.0%]	126 (48) [38.1%]	48 (17) [35.4%]	57.8	2.6	47 (16) [34.0%]	24 (10) [41.7%]	/	/	5.3	27 (15) [55.5%]	▲3 (▲5) [13.8%減]
Ⅲ 種	一般事務	44	305 (116)	276 (108)	148 (63)	90.5	1.9	141 (60)	62 (34)	/	/	4.5	78 (35)	▲16 (▲1)
	警察事務	4	26 (15)	25 (14)	12 (9)	96.2	2.1	12 (9)	6 (6)	/	/	4.2	6 (4)	0 (2)
	林業	1	15 (3)	3 (2)	3 (2)	20.0	1.0	3 (2)	2 (2)	/	/	1.5	2 (1)	0 (1)
	総合土木	2	7 (0)	6 (0)	6 (0)	85.7	1.0	6 (0)	4 (0)	/	/	1.5	4 (1)	0 (▲1)
	機械	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0	1.0	1 (0)	1 (0)	/	/	1.0	1 (0)	0 (0)
	電気	1	2 (1)	1 (1)	1 (1)	50.0	1.0	1 (1)	1 (1)	/	/	1.0	1 (0)	0 (1)
	計(6職種)	53	356 (135) [37.9%]	312 (125) [40.1%]	171 (75) [43.9%]	87.6	1.8	164 (72) [43.9%]	76 (43) [56.6%]	/	/	4.1	92 (41) [44.5%]	▲16 (2) [12.1%増]
県職員計(22職種)	183	1,007 (403) [40.0%]	737 (291) [39.5%]	476 (149) [31.3%]	73.2	1.5	454 (181) [39.9%]	257 (124) [48.2%]	414 (170) [41.0%]	235 (114) [48.5%]	3.1	258 (135) [52.3%]	▲23 (▲21) [3.8%減]	
警 察 官	警察官A(男性)	36	152 <1>	103 <0>	85	67.8	1.2	62	46	/	/	2.2	43	3
	警察官A(女性)	8	53	39	33	73.6	1.2	22	14	/	/	2.8	13	1
	小計	44	205	142	118	69.3	1.2	84	60	/	/	2.4	56	4
	警察官B(男性)	36	139 <0>	109 <0>	91	78.4	1.2	86	42	/	/	2.6	36	6
	警察官B(女性)	8	39	30	28	76.9	1.1	28	10	/	/	3.0	11	▲1
	小計	44	178	139	119	78.1	1.2	114	52	/	/	2.7	47	5
警察官計(4職種)	88	383	281	237	73.4	1.2	198	112	/	/	2.5	103	9	
県職員・警察官計(26職種)	271	1,390 (495) [35.6%]	1,018 (360) [35.4%]	713 (210) [29.5%]	73.2	1.4	652 (231) [35.4%]	369 (148) [40.1%]	612 (220) [35.9%]	347 (138) [39.8%]	2.9	361 (159) [44.0%]	▲14 (▲21) [4.2%減]	

(注) 1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。
 2 ()内は、女性の内数、[]内は女性の占める割合(増減)である。
 3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数である。< >内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数である。
 4 「県職員計」、「県職員・警察官計」、「全合計」の第3次試験欄はⅠ種一般行政A以外の職種区分にあっては、第2次試験(最終試験)の数値を再計上している。

工 令和4年度Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種・警察官採用候補者の採用状況等

(令和5年4月1日現在)

試験の種類 及び職種区分		採用 予定数 (変更後)	名簿 記載者数 (A)	採用者数 (B)	辞退者数 (C)	名簿 残存者数 (A)-(B)+(C)	採用率	辞退率	前年度 採用者数	対前年度 増減数	
							$\frac{(B)}{(A)-(C)} \times 100$	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$			
		人	人	人	人	人	%	%	人	人	
県 職	Ⅰ 種	一般行政 A	48	65	51	14	0	100.0	21.5	47	4
		一般行政 B	10	11	10	1	0	100.0	9.1	10	0
		社会福祉	13	16	15	1	0	100.0	6.3	13	2
		心理	3	3	2	1	0	100.0	33.3	3	▲ 1
		農学	9	9	8	1	0	100.0	11.1	7	1
		畜産	4	3	3	0	0	100.0	0.0	4	▲ 1
		林学	5	3	2	1	0	100.0	33.3	3	▲ 1
		水産	4	3	3	0	0	100.0	0.0	1	2
		総合土木 A	6	11	8	3	0	100.0	27.3	5	3
		総合土木 B	1	1	1	0	0	100.0	0.0	2	▲ 1
		建築	2	0	0	0	0	-	-	0	0
		機械	1	0	0	0	0	-	-	1	▲ 1
		電気	1	1	1	0	0	100.0	0.0	1	0
		総合化学	7	9	5	4	0	100.0	44.4	3	2
計(14職種)		114	135	109	26	0	100.0	19.3	100	9	
県 職	Ⅱ 種	一般事務	10	15	11	4	0	100.0	26.7	16	▲ 5
		警察事務	6	9	9	0	0	100.0	0.0	4	5
		計(2職種)	16	24	20	4	0	100.0	16.7	20	0
県 職	Ⅲ 種	一般事務	44	62	42	20	0	100.0	32.3	46	▲ 4
		警察事務	4	6	5	1	0	100.0	16.7	4	1
		林業	1	2	0	2	0	-	100.0	1	▲ 1
		総合土木	2	4	1	3	0	100.0	75.0	1	0
		機械	1	1	1	0	0	100.0	0.0	0	1
		電気	1	1	1	0	0	100.0	0.0	0	1
		計(6職種)	53	76	50	26	0	100.0	34.2	52	▲ 2
県職員計(22職種)		183	235	179	56	0	100.0	23.8	172	7	
警 察 官	警察官 A(男性)	36	46	26	20	0	100.0	43.5	25	1	
	警察官 A(女性)	8	14	10	4	0	100.0	28.6	11	▲ 1	
	警察官 B(男性)	36	42	38	4	0	100.0	9.5	31	7	
	警察官 B(女性)	8	10	10	0	0	100.0	0.0	6	4	
	計(4職種)	88	112	84	28	0	100.0	25.0	73	11	
県職員・警察官計(26職種)		271	347	263	84	0	100.0	24.2	245	18	

(注) 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数である。

オ 申込者数等の推移 (過去10年間)

事項		年度										
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
県 職 員	I 種	申込者数(人)	802 (521)	904 (627)	803 (543)	759 (516)	747 (504)	634 (446)	563 (397)	570 (391)	494 (352)	493 (289)
		受験者数(人)	616 (392)	704 (477)	657 (441)	590 (399)	566 (368)	490 (344)	434 (311)	447 (301)	398 (286)	299 (194)
		合格者数(人)	134 (60)	141 (65)	174 (75)	134 (50)	139 (59)	140 (61)	155 (76)	178 (86)	139 (83)	135 (76)
		最終倍率(倍)	4.6 (6.5)	5.0 (7.3)	3.8 (5.9)	4.4 (8.0)	4.1 (6.2)	3.5 (5.6)	2.8 (4.1)	2.5 (3.5)	2.9 (3.4)	2.2 (2.6)
	II 種	申込者数(人)	411 (411)	380 (380)	343 (343)	318 (318)	281 (281)	238 (238)	212 (212)	188 (188)	190 (190)	218 (218)
		受験者数(人)	325 (325)	306 (306)	272 (272)	253 (253)	206 (206)	178 (178)	124 (124)	101 (101)	119 (119)	126 (126)
		合格者数(人)	18 (18)	28 (28)	28 (28)	36 (36)	35 (35)	44 (44)	30 (30)	12 (12)	27 (27)	24 (24)
		最終倍率(倍)	18.1 (18.1)	10.9 (10.9)	9.7 (9.7)	7.0 (7.0)	5.9 (5.9)	4.0 (4.0)	4.1 (4.1)	8.4 (8.4)	4.4 (4.4)	5.3 (5.3)
	III 種	申込者数(人)	379 (369)	407 (394)	465 (434)	345 (310)	364 (334)	435 (410)	388 (363)	380 (353)	394 (362)	356 (331)
		受験者数(人)	355 (345)	385 (373)	427 (404)	322 (289)	339 (310)	413 (389)	350 (326)	350 (326)	352 (327)	312 (301)
		合格者数(人)	50 (50)	65 (54)	90 (75)	77 (63)	94 (79)	95 (81)	99 (84)	90 (79)	92 (84)	76 (68)
		最終倍率(倍)	7.1 (6.9)	5.9 (6.9)	4.7 (5.4)	4.2 (4.6)	3.6 (3.9)	4.3 (4.8)	3.5 (3.9)	3.9 (4.1)	3.8 (3.9)	4.1 (4.4)
県 職 員 計	申込者数(人)	1,592 (1,301)	1,691 (1,401)	1,611 (1,320)	1,422 (1,144)	1,392 (1,119)	1,307 (1,094)	1,163 (972)	1,138 (932)	1,078 (904)	1,007 (838)	
	受験者数(人)	1,296 (412)	1,395 (1,156)	1,356 (1,117)	1,165 (941)	1,111 (884)	1,081 (911)	908 (761)	898 (728)	869 (732)	737 (621)	
	合格者数(人)	202 (128)	234 (147)	292 (178)	247 (149)	268 (173)	279 (186)	284 (190)	280 (177)	258 (194)	235 (168)	
	最終倍率(倍)	6.4 (3.2)	6.0 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.1 (5.1)	3.9 (4.9)	3.2 (4.0)	3.2 (4.1)	3.4 (3.8)	3.1 (3.7)	
警 察 官	申込者数(人)	713	579	620	595	489	438	458	461	430	383	
	受験者数(人)	587	467	531	494	396	363	371	362	351	281	
	合格者数(人)	133	115	115	107	108	100	97	98	103	112	
	最終倍率(倍)	4.4	4.1	4.6	4.6	3.7	3.6	3.8	3.7	3.4	2.5	
県 職 員 ・ 警 察 官 計	申込者数(人)	2,305 (1,301)	2,270 (1,401)	2,231 (1,320)	2,017 (1,144)	1,881 (1,119)	1,745 (1,094)	1,621 (972)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	
	受験者数(人)	1,883 (412)	1,862 (1,156)	1,887 (1,117)	1,659 (941)	1,507 (884)	1,444 (911)	1,279 (761)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	
	合格者数(人)	335 (128)	349 (147)	407 (178)	354 (149)	376 (173)	379 (186)	381 (190)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	
	最終倍率(倍)	5.6 (3.2)	5.3 (7.9)	4.6 (6.3)	4.7 (6.3)	4.0 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	
任 期 付	申込者数(人)	398 (306)	382 (323)	369 (300)	373 (291)	313 (248)	194 (152)	116 (97)				
	受験者数(人)	339 (247)	333 (274)	313 (244)	315 (233)	261 (196)	175 (134)	90 (71)				
	合格者数(人)	95 (61)	71 (35)	93 (55)	75 (38)	73 (38)	50 (29)	26 (16)				
	最終倍率(倍)	3.6 (4.0)	4.7 (7.8)	3.4 (4.4)	4.2 (6.1)	3.6 (5.2)	3.5 (4.6)	3.5 (4.4)				
合 計	申込者数(人)	2,703 (1,607)	2,652 (1,724)	2,600 (1,620)	2,390 (1,435)	2,194 (1,367)	1,939 (1,246)	1,737 (1,069)	1,599 (932)	1,508 (904)	1,390 (838)	
	受験者数(人)	2,222 (659)	2,195 (1,430)	2,200 (1,361)	1,974 (1,174)	1,768 (1,080)	1,619 (1,045)	1,369 (832)	1,260 (728)	1,220 (732)	1,018 (621)	
	合格者数(人)	430 (189)	420 (182)	500 (233)	429 (187)	449 (211)	429 (215)	407 (206)	378 (177)	361 (194)	347 (168)	
	最終倍率(倍)	5.2 (3.5)	5.2 (7.9)	4.4 (5.8)	4.6 (6.3)	3.9 (5.1)	3.8 (4.9)	3.4 (4.0)	3.3 (4.1)	3.4 (3.8)	2.9 (3.7)	

(注) 1 ()内の数字は、事務系職種のものである。
 2 最終倍率=受験者数/合格者数
 3 平成26年度の追加募集と平成27年度、平成29年度、平成30年度及び令和元年度の特別募集を除く。

(3) 選考による採用及び昇任

ア 選考による採用（任命権者に委任しているもの及び人事委員会が実施した選考は除く）

令和4年度に承認した選考による採用は、次のとおりである。

給料表	行政職					公安職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	計			
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級		7級	6級	
任命権者	知事				1																					1	
	教育委員会		3											3													6
	警察本部						3			2	1																6
	計		3		1		3			2	1			3													13

イ 選考による昇任（任命権者に委任しているものは除く）

令和4年度に承認した選考による昇任は、次のとおりである。

給料表	行政職					教育職(1)			教育職(2)			研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		計							
	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級	特2級	3級	4級	特2級	3級	4級	4級	5級	3級	4級	6級	7級	6級		7級						
任命権者	医療局		1	2											3											6	
	企業局			2																							2
	計		1	4											3												8

(4) 採用選考の実施状況

ア 令和4年度障がい者を対象とした岩手県職員採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
4. 8. 1～4. 9. 16	4. 10. 23	4. 11. 29～4. 11. 30	盛岡市	4. 12. 15

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
12 人	29 人	21 人	17 人	72.4 %	1.2 倍	16 人	5 人 〔5〕	4.2 倍

イ 令和4年度警察官（武道指導）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

区 分	受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
大卒程度	4. 4. 25～4. 6. 10	4. 7. 10	4. 8. 24	盛岡市	4. 9. 8
高卒程度	4. 7. 1～4. 8. 5	4. 9. 18	4. 11. 9	盛岡市	4. 11. 25

② 採用選考の結果

区 分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
大卒程度	4 人	9 人	9 人	6 人	100.0 %	1.5 倍	5 人	2 人 〔2〕	4.5 倍
高卒程度		5	5	4	100.0	1.3	4	0 〔0〕	-

ウ 令和4年度岩手県職員（岩手県任期付職員経験者）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
4. 4. 27～4. 6. 3	4. 6. 19	4. 8. 4	盛岡市	4. 8. 26

② 採用選考の結果

職種区分	採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
一般事務	若干人	4 人	4 人	2 人	100.0 %	2.0 倍	2 人	0 人 〔0〕	-
総合土木	若干人	1	1	1	100.0	1.0	1	1 〔0〕	1.0

エ 令和4年度岩手県職員（教育行政職）採用選考の実施状況

① 採用選考の日程等

受付期間	第1次選考日	第2次選考日	場 所	合格者決定年月日
4. 4. 21～4. 5. 31	4. 7. 23	4. 8. 23	盛岡市	4. 9. 2

② 採用選考の結果

採用 予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A)×100	倍 率 (B)/(C)	受考者数	合格者数 (D) 〔採用者数〕	
2 人	8 人	7 人	5 人	87.5 %	1.4 倍	5 人	2 人 〔2〕	3.5 倍

給 与 関 係 事 務

3 給与関係事務

(1) 令和4年の給与等の報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、令和4年10月21日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

【報告】

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は16,931人であり、昨年に比べ332人（1.9%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で251人の減少となっている。

次に、職員の平均年齢は43.0歳で、昨年に比べ0.2歳低くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(2)適用者の45.4歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.6歳が最も低くなっている。

また、年齢階層別にみると、50歳から54歳までの階層が3,242人と最も多く、次いで55歳以上の3,205人となっている。

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は387,940円であり、昨年に比べ1,275円（0.3%）の減少となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は347,964円であり、昨年に比べ1,168円（0.3%）の減少となっている。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は21.2年で、昨年に比べ0.1年短くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(2)適用者の23.0年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の17.0年が最も短くなっている。

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性58.6%、女性41.4%であり、昨年に比べ女性の割合は0.6ポイントの増加となっている。

オ 学歴別構成及び就学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.4%、高校卒18.2%、中学卒0.0%（0.02%）であり、昨年に比べ大学卒及び短大卒は減少、高校卒は増加、中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

(2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所475（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係等54職種の2,990人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.2%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したのものとなっている。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で10.9%（昨年18.8%）、高校卒で15.3%（同21.6%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で31.5%（同41.2%）、高校卒で45.2%（同38.0%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で201,530円（同190,021円）、高校卒で164,190円（同155,550円）となっている。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で36.2%（昨年23.8%）、課長級では27.1%（同21.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で9.9%（同18.6%）、課長級では13.1%（同11.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同1.5%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で86.7%（同81.8%）、課長級では81.7%（同72.6%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で30.0%（同15.5%）、課長級では24.7%（同13.3%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で4.7%（同6.6%）、課長級で8.1%（同5.9%）となっている。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では2.3%増加し、全国では2.5%増加している。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ160,810円、171,840円及び182,880円となっている。

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレズ方式により精密に比較を行った。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均1,015円（0.29%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
349,857 円	348,842 円	1,015 円	0.29 %

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差 (\%)} = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.38月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 (4.30月分) が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.08月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	338,428 円
	上半期 (A2)	340,299 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	744,105 円
	上半期 (B2)	743,235 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.20 月分
	上半期 (B2/A2)	2.18 月分
	計	4.38 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和3年4月における行政職俸給表 (一) の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.5となっている。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「公務員人事管理に関する報告」を行った。

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を921円（0.23%）下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、若年層について、初任給を引き上げるとともに俸給を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、本年4月時点の行政職給料表適用職員の月例給が民間給与を1,015円（0.29%）下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の給料を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

再任用職員については、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わないことが適当である。

(2) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、県内の昨今のガソリン価格の動向等負担の実態を考慮し、手当の額について検討する必要があると考える。

(3) 期末手当・勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.30月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.38月分）を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に0.10月分を配分する。

なお、本年度は12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降は、6月期及び12月期の勤勉手当に均等になるよう配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ2.30月分とし、支給月数の引上げ分は勤勉手当に配分する。支給期への配分については職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ3.30月分とする。支給期への配分については職員と同様とする。

5 給与制度の改正等

(会計年度任用職員の期末手当)

前述のとおり、本委員会は、本年の期末手当及び勤勉手当について、職員の支給月数を0.10月分引き上げ、その全てを勤勉手当に配分することとしたところであるが、会計年度任用職員には勤勉手当が支給されていないことから、職員との均衡を考慮しつつ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について検討する必要があると考える。

Ⅲ 公務運営に関する事項

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

新型コロナウイルス感染症の影響や、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル技術の進展など、複雑かつ多様化する行政課題に的確に対応していくためには、社会情勢の変化にアンテナを張り、創意を凝らし、自律的かつ柔軟に行動することができる人材の確保・育成が重要である。

(採用試験受験者の減少)

このような人材を確保するため、本委員会では、これまで、学生等のニーズに応じ、様々な媒体を活用した広報活動による志望者の掘り起こしや、人柄や意欲などを重視する試験内容、年齢上限の引上げなどの採用試験の見直しを行ってきた。

また、昨年度は、地元大学との意見交換や大学生の就職活動に関する各種調査結果等を基に、学生の就職動向を分析し、任命権者とも意見交換を行いながら、職員採用の在り方や効果的な広報活動について検討を行ってきたところである。

しかしながら、I種試験一般行政では、かつて20倍を超えることもあった受験倍率は、今年度は2.5倍にまで落ち込むなど低下傾向に歯止めがかからず、また、専門職種では、大半の職種において2倍に達していないなど、県職員の志望者の減少は深刻な状況にある。

(今後の取組の方向性)

今後、このような状況が継続する場合には、県の組織の適切な運営に多大な影響をもたらすことが強く懸念される。

本委員会としては、昨年度の検討を踏まえ、「民間企業の採用活動の早期化を踏まえた有為な人材の確保」、「大学におけるキャリア教育の状況を踏まえた広報活動の展開」、「専門職種を志望する学生の確保に向けた取組の展開」に重点を置き、人材確保の取組を進めていく。

ア 民間企業の採用活動の早期化を踏まえた有為な人材の確保

大学生の就職活動に関する各種調査結果によれば、学生が民間企業の内々定を得る時期は年々早期化している。また、多くの学生は、採用試験の準備に係る負担の大きさを公務員を選択しない理由に挙げている。

これらを踏まえ、一部の試験においては、民間企業を志望する学生も受験しやすい日程や内容に見直し、早期に実施できるよう執り進めるとともに、国家公務員の採用試験の見直し等を踏まえ、引き続き採用の在り方について検討していく。

イ 大学におけるキャリア教育の状況を踏まえた広報活動の展開

大学では、低学年次から業界研究を推奨する等、早い段階からキャリア教育を進めている。

この状況を踏まえ、1・2学年次の学生を対象とした広報活動を拡充するとともに、オンラインセミナーや職員募集ホームページ等、学生に訴求力の高いオンラインによる広報活動を更に充実させていく。

また、高校生を対象とした業務説明会は、就職希望者に加え、進学希望者にも、将来、公務員への志望を動機づける有効な機会となっており、実施高校の増加に向けて継続して取り組む。

ウ 専門職種を志望する学生の確保に向けた取組の展開

知事部局では、学生のOB・OG訪問の受入れを今年度から開始している。

本委員会では、「岩手県庁ナビゲータ」を活用し、専門職種について広く情報発信しているが、これらの取組の相乗効果により、専門職種の人材確保につながるよう一層の連携を図っていく。

(障がいのある職員の採用・定着)

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、任命権者においては、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を進めている。

本委員会では、採用選考の年齢上限の引上げなど、受験機会の拡大を図っており、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の更なる定着を促進するため、やりがいを感じ、生き生きと働くことができる職場環境の整備を着実に推進していく必要があると考える。

(2) 人材育成

職員の育成は、複雑かつ多様化する行政課題、働き方やキャリア形成等に関する職員の意識の変化などを的確に捉え、体系的・計画的に推進することが重要である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、人材育成基本方針に基づく基本研修、選択研修、特別研修等により、新採用職員から管理監督者まで、体系的な人材育成を進めているほか、若手職員の指導を担う中堅職員の育成スキルの習得支援等にも取り組んでいる。

(任命権者への要請)

今後も、若手職員からベテラン職員まで、それまでに得た経験や培った能力を職務に十分に生かせるよう、職位に応じた研修を充実する必要があると考える。

特に若手職員が能力向上への意欲を高く持てるよう、選択研修等への参加を後押しする職場環境づくりにも取り組んでいく必要があると考える。

さらに、若手職員は、採用時や初めての異動後など、新たな業務への不安や悩みを抱えやすいことから、これらの職員を支援する取組の一層の充実を図る必要があると考える。

また、本県においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が推進される中、業務のデジタル化等に対応するため、デジタル技術の習得や知識の向上に取り組む必要があると考える。

(女性職員の活躍推進)

本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は、令和4年度、全体で32.1%であり、年代別に見ると若い年齢層ほど女性職員の比率が高まっている。

今後も女性職員の割合は増加し、管理職に占める女性職員の割合も増加することが見込まれる。

任命権者においては、女性リーダー養成やキャリア形成等に関する研修の一層の充実のほか、ジョブローテーションによる段階的な能力向上を図っていくことが望まれる。

さらに、管理職員が性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに人事配置や人材育成等を行うよう、研修等を通じて意識改革を進めていくことも重要であると考えられる。

2 勤務環境の整備

職員一人ひとりが心身ともに健康で生き生きと働き、意欲を持ってその能力を最大限発揮できる職場環境を整備することは、複雑・多様化が進む行政課題に的確に対応していくために極めて重要である。

職場環境の整備に当たっては、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向け、様々な働き方改革の取組が社会全体で進められており、公務職場においても、働き方改革を推進するための関係法令の趣旨を踏まえた適切な対応が求められている。

そのため、業務の効率化等による長時間勤務の解消や、仕事と家庭の両立支援制度の充実等による職員個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進に引き続き取り組むとともに、職員が心身の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

また、近年、本県職員の採用試験における受験者数が顕著な減少傾向にあることは前述したとおりであるが、職員が心身の健康を保ち意欲を持って職務を遂行できる環境を整備することは、公務職場の魅力を高め、多様で有為な人材の確保にもつながるものと考えられる。

このため、次に掲げる事項に重点的に取り組む必要がある。

(1) 長時間勤務の解消

超過勤務時間や時間外在校等時間は、臨時又は緊急の必要がある場合であっても必要最小限にとどめなければならないことは言うまでもなく、そのためには、勤務時間管理や時間外勤務の上限規制などの制度の整備とともに、その適正な運用を図っていく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまで超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化や、職員の働き方に係る意識改革推進等の取組を進めてきたところである。

加えて、モバイルワークや電子決裁・文書管理システムの本格運用が始まるなど、職員にとって働きやすい職場環境の整備も進められている。

また、新型コロナウイルス感染症対策の関係業務を担う部署では超過勤務時間が増嵩しているが、一方で、岩手県新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP計画）等の実行による業務の見直しや全庁での業務支援により、令和3年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間は令和2年度と同水準にとどまっている。

しかしながら、令和3年度において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員の割合は、国や議会等との調整・折衝業務などの比重が高い他律的部署において若干の改善がみられた（R3：1.9%、R2：2.4%）ものの、それ以外の部署において増加（R3：2.9%、R2：1.9%）、全体としても増加（R3：4.8%、R2：4.3%）しており、改善には至っていない。

（任命権者への要請）

任命権者においては、職員の働き方改革への意識醸成を図るとともに、管理職員によるリーダーシップの下、手続の簡素化等業務の効率化や省力化を引き続き進めていく必要がある。

また、各部署においては、客観的な記録を基礎とした勤務時間管理を一層徹底していくことが求められる。

こうした取組によってもなお恒常的な長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要がある。

さらに、任命権者単独では業務の合理化が難しい他律的業務については、業務に関係する各方面の理解を求めていくことも必要と考える。

（人事委員会の対応）

本委員会としては、これまでも任命権者における他律的業務の比重が高い部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等を踏まえた指導・助言を行ってきたところであるが、恒常的に長時間勤務を行う職員がみられるなど、特にその解消が必要と考える事業場に対しては、改善計画の策定を求め、管理職員が先頭に立ち主体的に取り組むようきめ細かく支援するなど、労働基準監督機関として、事業場に対しても適切な指導・助言を行い、長時間勤務解消に向けた取組を進めていく。

（教育職員の長時間勤務の解消）

教育委員会ではこれまで、業務改善や長時間勤務者への産業医等による面接指導の着実な実施、部活動の在り方の検討など、長時間勤務の解消に向けた各種の取組を進めてきたところであり、令和3年2月には新たに「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」を策定し、時間外在校等時間の縮減や業務に対する職員の充実感等の向上を目指した具体的取組を進めている。

令和3年度は、教育職員1人当たりの月間の時間外在校等時間が大きく減少した令和2年度からさらに減少したほか、月間の時間外在校等時間が100時間以上の教育職員も同様に減少した。

今後も、同プランに掲げる目標達成に向け、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、教育職員の長時間勤務の解消と健康の保持増進に向けた取組を一層推進していく必要がある。

（年次休暇の取得促進）

民間においては労働基準法により、労働者に年5日の年次有給休暇を取得させることが罰則をもって義務付けられている。これらの規定は、原則として公務員には適用されないものであるが、その趣旨を踏まえ、任命権者においては、引き続き年次休暇の計画的な取得を促進し、職員の健康の保持増進を図っていく必要がある。

（2）両立支援の推進

職員の育児・介護等と仕事の両立支援に向けては、これまで子等の看護休暇の取得要件の緩和や不妊治療のための出生サポート休暇の新設など、休暇制度等の整備・拡充を逐次行ってきたところである。

また、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるための方策の一つとして、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日からこれまで1回を原則としてきた育児休業が原則2回取得できるようになっている。

（任命権者の取組）

任命権者においては、仕事と家庭の両立や育児休業取得促進を目的とする育児支援相談窓口の設置に加え、子どもが生まれた職員に対し組織のトップである知事や警察本部長から直接メッセージを発することにより、職場全体で育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んできている。

また、職員の実情に応じた両立支援制度を利用できるようにするために重要な役割を担う管理職員に対しては、会議や研修の機会を捉え、効率的な業務の見直しも含めた意識啓発に努めている。

加えて、昨年、子育て、介護等を行う職員それぞれの事情に応じて弾力的に勤務時間の割振りを行うことができるフレックスタイム制が導入されたほか、職員ひとり一台端末のノート型パソコンへの更新や電子決裁・文書管理システムが導入されるなど、テレワークを可能とする環境整備が進められ、より柔軟な働き方が可能となったところである。

男性職員の育児休業取得率は任命権者によって差異が見られるものの、いずれの任命権者においても上昇傾向にあり、知事部局においては令和3年度の男性職員の育児休業等取得率は97.5%と、特定事業主行動計画に掲げる目標（令和7年度 100%）の達成に向けて前進している。

（任命権者への要請）

今後も、両立支援に資する休暇やフレックスタイム、在宅勤務等の両立支援制度が広く活用されるよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容も含め職員への周知に努めるとともに、職員が必要な時にこれらを利用できる職場環境の整備等に引き続き取り組む必要がある。

（人事委員会の対応）

本年、人事院は、公務員人事管理に関する報告において、テレワークやフレックスタイム制、勤務間インターバルといった柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等を検討する旨を言及しており、本委員会としても国や他の都道府県の動向等を注視し、より柔軟な働き方の在り方を検討していく。

(3) 心身の健康管理

職員が仕事と家庭の両立を図るとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、心身ともに健康であることが重要であり、組織として職員の健康に配慮していくこと、更には経営的な視点から職員の健康管理を戦略的に実践するという健康経営を推進していく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導、ストレスチェックや個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化予防を図ってきたところであり、知事部局では若年層の職員向けに、健康に関わる相談ができる関係づくりを目的とした健康交流会を実施しているほか、本年度からはストレスチェックのオンライン実施を導入し、支援が必要な職員の早期発見に努めている。

一方、長期療養者のうち、精神疾患を原因とする職員は依然として半数を超える状況が続いており、令和3年度においては、過去5年で初めて7割を超え、特に若年層職員の増加が顕著となっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化していることに伴い、職員の精神的、肉体的な疲労の蓄積やストレスの増加が懸念されている。

（任命権者への要請）

これらを踏まえ、任命権者においては、ストレスチェックの効果的な活用、長時間勤務職員に対する健康確保措置、メンタルヘルス不調者等の相談の充実引き続き努めるとともに、メンタルヘルス不調等に陥り継続的な支援を要する職員に対しては、その円滑な復帰支援のための訓練など個々の実情に応じた適切な対策を講じていく必要がある。

加えて、IT社会の進展等を背景として、ネット交流重視の環境の中で育ってきている若年層は、対人関係が希薄化しているとも言われており、若年層向けの健康交流会等の取組のほか、職場において仕事の悩みを気軽に相談できる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会としては、過労死等の防止の観点からも、任命権者の取組を支援し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を引き続き行っていく。

(4) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行

為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、その防止は重要な課題である。

このことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員の職責は重大であり、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、部下職員と対等なパートナーとして業務を遂行できる良好な勤務環境の整備に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責務がある。

(任命権者等の取組)

任命権者においては、令和2年度に制定・改正したハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、研修内容を拡充し、新任管理職に対しては管理職員としてハラスメント対策の必要性を意識付けるとともに、各種研修では職員一人ひとりがハラスメント防止意識の醸成を図ることができるように取り組んでいる。

また、相談窓口の周知の強化や相談受付方法の拡充など、より相談しやすい環境を整備しながら、問題の解決にあたっている。

一方、本委員会においても、相談窓口を設置し、職員からの相談に応じており、相談件数は近年20件程度で推移しているが、令和3年度のハラスメントに関する苦情相談は相談全体の45.8%を占めている。

また、各任命権者にも、令和3年度は過去5年で最多となるハラスメントに関する相談が寄せられるようになってきている。

(任命権者への要請)

任命権者においては、職員への意識啓発等のハラスメントの発生防止の対策、発生時の円滑で適切な対応のための相談窓口の強化・周知に継続して努める必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、任命権者に対して必要な指導・助言を行うとともに、本委員会が設置している相談窓口の周知を継続して行い、職員からの苦情相談に応じる職員のスキルアップに努め、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と連携し、的確な問題解決につなげていく。

また、ハラスメント防止に係る啓発映像の放送研修や啓発教材の貸出し等職員の意識啓発にも取り組みながら、職員一人ひとりが、明るく、生き生きと働くことができる職場環境の実現を図っていく。

3 定年引上げへの対応

昨年、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員についても国家公務員に準じて定年の引上げを行うとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制等を導入することとされた。

本県においても、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢層職員が意欲を高めながら、その能力及び経験を最大限発揮できる環境を整備していくことは重要な課題であることから、国家公務員の制度内容を踏まえ、法が施行される令和5年4月1日までに関係する条例や規則等を整備し、対象となる職員が60歳以降に希望する働き方を選択できるよう、任用及び給与等に関する情報提供を行うなど、定年引上げの円滑な実施に向け、準備を進めていく必要があると考える。

また、定年の引上げが段階的に実施されることを踏まえ、退職者数の変動、今後の行政需要、制度完成後の職員の年齢構成等を考慮した中長期的な観点からの採用の在り方について検討を行うとともに、役職定年後の職員を含む高齢層職員が意欲を持ってその経験を生かしつつ職務に従事できるよう、任命権者は職務内容、役割、組織への配置等について引き続き検討を進め、適切に対応していく必要があると考える。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給については初任給及び若年層に係る給料月額引上げ改定を、特別給については勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、新型コロナウイルス感染症対策や東日本大震災津波からの復興をはじめ、県が直面する様々な課題に対し、一丸となって全力で取り組んでいると認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報いるもので

ある。

また、職員の適正な処遇の確保は、職員の働きやすい勤務環境の整備や働き方改革の推進と併せ、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保につながるとともに、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

【勧告】

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行った。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.50月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.225月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.60月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては同年12月1日から、Iの1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

(2) 初任給等規則の規定に基づく承認事務

昇給、昇格等について、任命権者からの申請に係る承認事務を処理した。

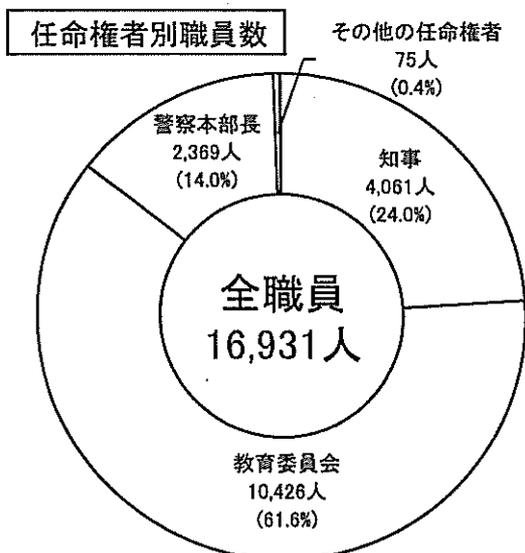
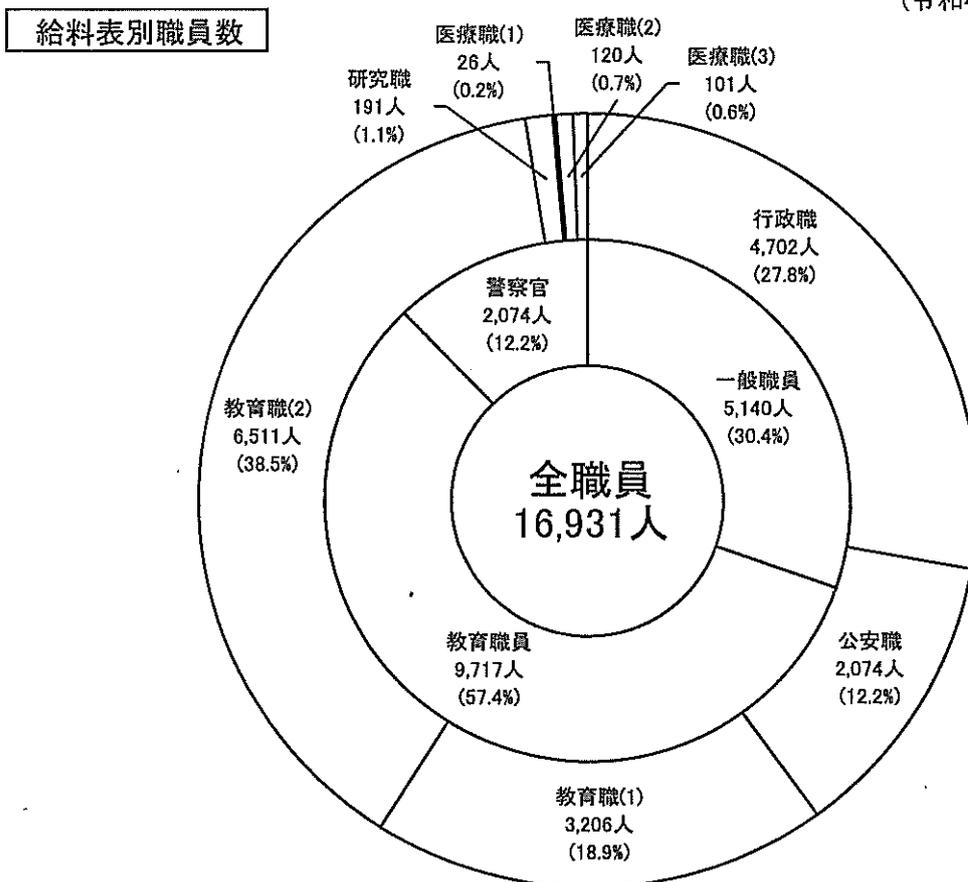
承認事務の処理件数

項目	任命権者								計
	知事	議長	教育委員会	警察本部長	代表 監査 委員	人事 委員会	選挙 管理 委員会	海区漁 業調整 委員会	
採用者の職務の 級等の承認事務	5								5
採用者の号給の 承認事務	23		49	15					87
昇格者の職務の 級の承認事務									
昇給の承認事務				2					2
部付・課付等の 職員の職務の級 の承認事務				5					5
その他の承認事 務	2					1			3
計	30		49	22		1			102

(3) 職員の状況

ア 給料表別、任命権者別職員数

(令和4年4月1日現在)



その他の任命権者内訳 (人)

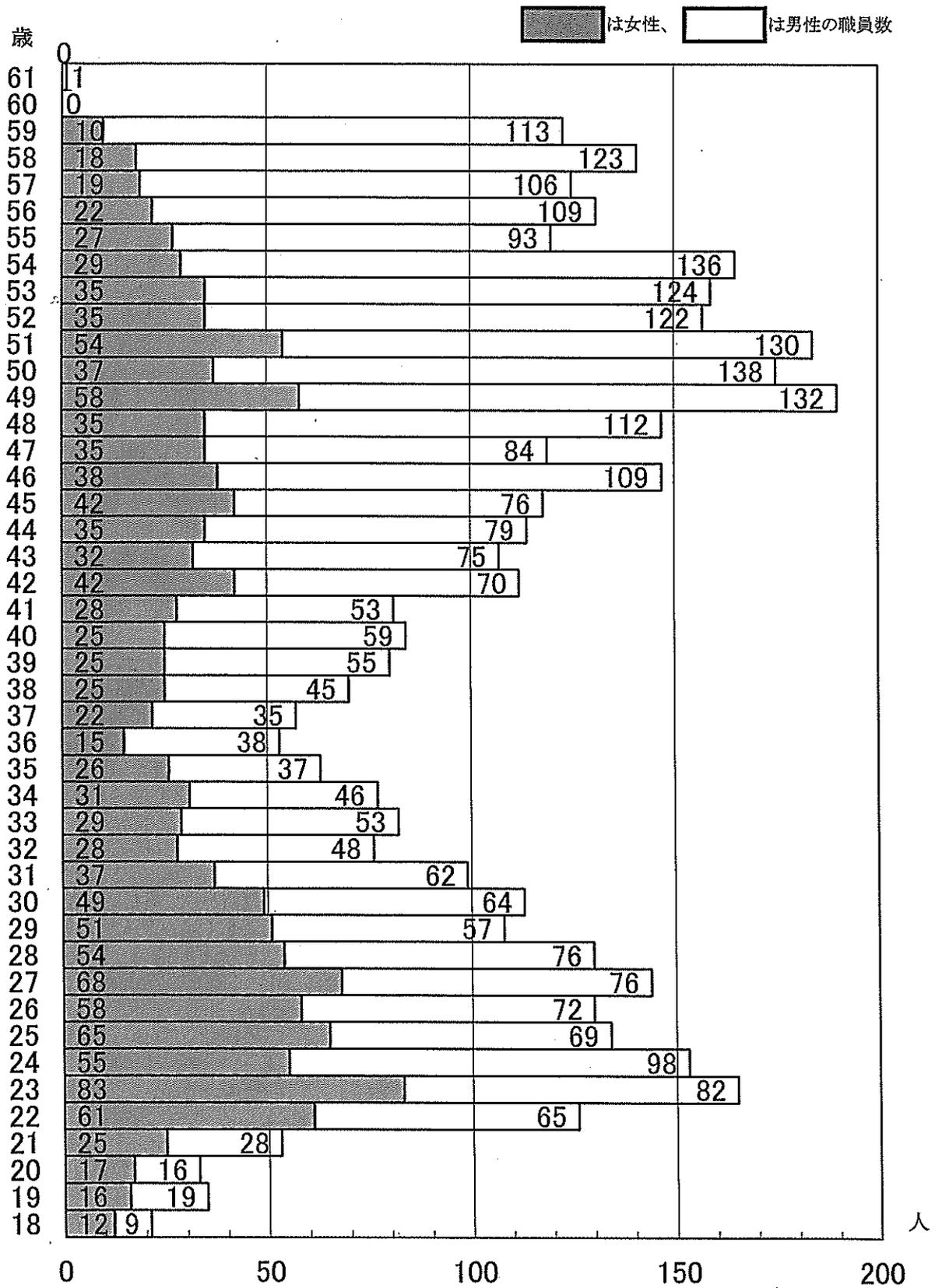
議会議長	32
人事委員会	16
代表監査委員	17
選挙管理委員会	6
海区漁業調整委員会	4

注1 本図において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定める給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。(再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は除く。)(以下参考4の表まで同じ。)

注2 端数処理のため、構成比が100%にならない場合がある。

イ 年齢別、性別職員数

(行政職 令和4年4月1日現在)



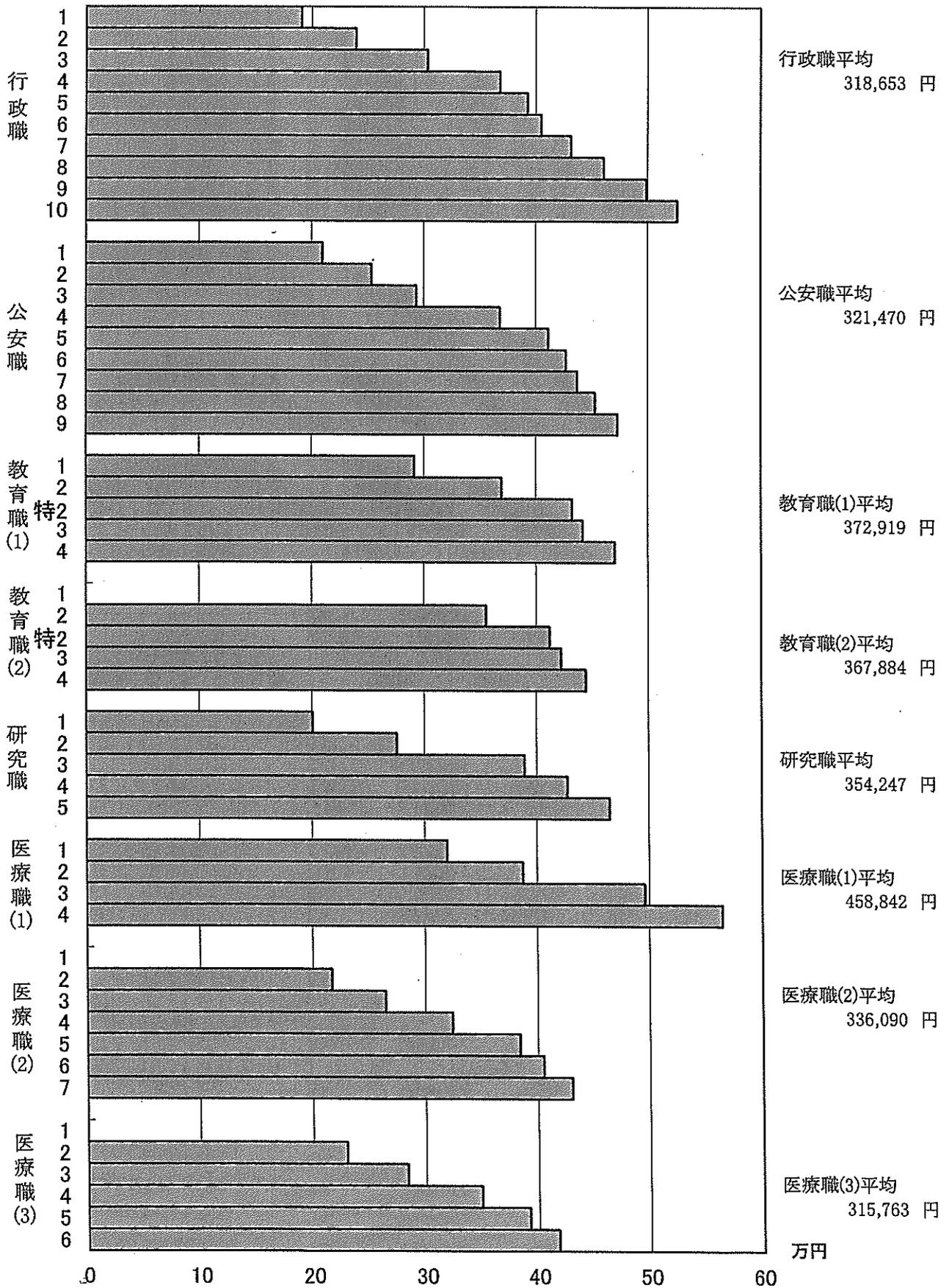
ウ 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数、学歴別・性別人員構成及び平均給与月額

(令和4年4月1日現在)

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験 年数	平均 扶養 親族 数	学歴別人員構成				性別人員構成		平均 給与 月額
					大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女	
	人	歳	年	人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	円
計	16,931	43.0	21.2	0.82	13,105 (77.5)	747 (4.4)	3,076 (18.0)	3 (0.0)	9,930 (58.6)	7,001 (41.4)	387,940
行政職	4,702	40.8	19.9	0.78	2,548 (54.2)	167 (3.6)	1,984 (42.2)	3 (0.0)	3,194 (67.9)	1,508 (32.1)	347,964
公安職	2,074	37.6	17.1	1.21	972 (46.9)	129 (6.2)	973 (46.9)	—	1,857 (89.5)	217 (10.5)	350,280
教育職 (1)	3,206	45.0	22.4	0.89	2,987 (93.2)	100 (3.1)	119 (3.7)	—	1,813 (56.6)	1,393 (43.4)	417,442
教育職 (2)	6,511	45.4	23.0	0.70	6,199 (95.2)	312 (4.8)	—	—	2,838 (43.6)	3,673 (56.4)	413,890
研究職	191	43.5	20.7	0.92	189 (99.0)	2 (1.0)	—	—	138 (72.3)	53 (27.7)	383,414
医療職 (1)	26	43.1	18.6	1.00	26 (100.0)	—	—	—	18 (69.2)	8 (30.8)	825,621
医療職 (2)	120	43.3	20.2	0.67	106 (88.3)	14 (11.7)	—	—	63 (52.5)	57 (47.5)	370,837
医療職 (3)	101	39.5	17.0	0.31	78 (77.2)	23 (22.8)	—	—	9 (8.9)	92 (91.1)	329,945

工 給料表別、級別平均給料月額

(令和4年4月1日現在)



(参考1) 給料表別職員数の推移 (各年4月1日現在)

給料表	年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計		19,418	19,135	18,800	18,695	18,409	18,218	18,058	17,914	17,726	17,660	17,526	17,375	17,263	16,931
行政職		4,885	4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489	4,487	4,557	4,591	4,655	4,711	4,702
公安職		2,106	2,107	2,090	2,222	2,159	2,161	2,139	2,134	2,114	2,104	2,098	2,080	2,084	2,074
教育職(1)		3,624	3,582	3,530	3,482	3,443	3,381	3,395	3,413	3,385	3,374	3,347	3,319	3,273	3,206
教育職(2)		8,253	8,177	8,078	7,975	7,842	7,713	7,589	7,445	7,307	7,189	7,056	6,885	6,762	6,511
研究職		210	208	202	197	196	192	194	191	191	193	193	194	187	191
医療職(1)		20	20	16	17	17	17	18	18	21	19	17	23	26	26
医療職(2)		214	188	167	159	143	139	138	129	124	125	126	126	120	120
医療職(3)		106	89	86	91	92	93	93	95	97	99	98	93	100	101
指定職															
特定任期付職員							1	1	1	-	-				
2号任期付研究員							2	1	1	1	1				

(参考2) 給料表別平均年齢の推移 (各年4月1日現在)

給料表	年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計		42.8	43.2	43.5	43.7	43.9	44.0	44.2	44.1	43.9	43.8	43.5	43.3	43.2	43.0
行政職		42.4	42.6	42.7	42.9	42.8	42.7	42.6	42.1	41.9	41.6	41.2	40.9	40.9	40.8
公安職		40.3	40.1	40.2	39.2	39.5	39.2	39.0	38.5	38.4	38.2	37.9	37.7	37.7	37.6
教育職(1)		42.8	43.1	43.3	43.4	43.6	43.7	44.0	44.2	44.2	44.4	44.4	44.6	44.8	45.0
教育職(2)		43.7	44.4	45.0	45.6	45.9	46.3	46.7	46.8	46.7	46.6	46.3	46.0	45.7	45.4
研究職		42.8	43.4	43.5	43.6	44.2	44.5	43.9	43.4	42.8	42.5	42.8	43.1	43.4	43.5
医療職(1)		45.1	44.0	46.7	47.6	48.8	49.4	48.7	48.6	46.8	48.6	47.6	45.1	46.3	43.1
医療職(2)		41.3	41.9	42.9	43.5	43.8	44.2	43.8	43.8	44.2	43.3	42.4	42.8	43.0	43.3
医療職(3)		43.1	44.6	45.0	44.4	43.0	42.1	41.6	41.7	41.9	42.3	42.5	40.5	40.3	39.5
特定任期付職員							-	-	-	-	-				
2号任期付研究員							-	-	-	-	-				

(参考3) 給料表別平均給料月額推移 (各年4月1日現在)

給料表	年 21		22		23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
	円	減額前	円	減額前												
計	355,365	363,237	353,120	360,932	362,085	360,503	360,691	360,255	361,798	358,959	357,437	355,765	353,504	351,708	350,219	348,929
行政職	337,609	345,355	333,924	341,594	340,953	339,482	337,857	335,988	335,948	331,136	329,164	326,521	323,416	321,304	319,731	318,653
公安職	334,574	341,738	328,215	335,247	334,529	325,804	326,418	323,290	323,485	320,993	321,369	320,958	320,546	320,565	320,923	321,470
教育職(1)	357,841	365,400	356,366	363,892	364,777	364,422	365,390	366,460	370,628	369,596	369,596	370,334	370,437	371,419	372,047	372,919
教育職(2)	370,653	378,924	369,549	377,768	380,274	380,519	381,270	382,184	384,380	382,152	379,972	378,086	375,212	372,445	369,992	367,884
研究職	357,528	365,671	357,088	365,219	364,502	364,405	367,702	367,727	362,201	356,181	351,709	349,183	351,875	352,719	355,570	354,247
医療職(1)	473,804	489,825	464,910	480,085	499,293	501,464	511,629	514,823	505,661	500,616	484,290	491,421	490,511	470,356	475,634	458,842
医療職(2)	323,417	330,355	325,523	332,495	340,600	341,123	341,997	343,839	340,145	342,610	345,030	339,389	332,859	333,961	335,344	336,090
医療職(3)	349,657	356,793	354,132	361,359	361,133	354,209	342,432	334,983	329,460	327,636	329,041	331,709	333,325	324,126	320,897	315,763
特定任期付職員									-	-	-	-	-	-	-	-
2号任期付研究員									-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 本表における平均給料月額は、いわゆる基本給に相当する給料月額のみ平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

(参考4) 職員給与と民間給与との較差の推移 (各年4月1日現在)

区分	年 27		28		29		30		31	2	3	4
	円	減額前	円	減額前	円	減額前	円	減額前				
職員給与	365,919	366,580	362,607	362,993	360,920	361,139	357,986	358,214	353,986	351,136	351,165	348,842
民間給与	367,368		363,532		361,676		358,823		354,432	351,088	351,171	349,857
較差	0.40	0.21	0.26	0.15	0.21	0.15	0.23	0.17	0.13	△0.01	0.00	0.29

(注) 本表における職員給与は行政職給料表適用者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。)、民間給与は民間事業所における事務・技術関係職種(行政職相当)従業者の給与月額(超過勤務手当等以外の諸手当を含む。))の平均値である。「減額前」の欄は、条例附則による減額前の額である。

分 限 及 び 懲 戒

4 分限及び懲戒

職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和37年人事委員会規則第9号）第4条及び職員の懲戒の手続及び効果等に関する規則（昭和37年人事委員会規則第10号）第4条に基づき、任命権者から提出された処分説明書（写）による職員の分限及び懲戒の状況は次のとおりである。

令和4年度における分限処分の報告件数は1件、懲戒処分の報告件数は43件であった。県民からの信頼を引き続き確保するため、法令順守意識の徹底により、不祥事が根絶されるよう、各任命権者においてコンプライアンスの確立に引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

(1) 分限処分の状況

令和4年度における分限処分の報告件数は1件で、前年度から1件減少した。

ア 4年度の状況

		免職	降任	休職	計
勤務成績不良					0
心身故障					0
職に必要な適格性					0
刑事事件提訴				1	1
計		0	0	1	1
任命権者別	知事部局				0
	教育委員会			1	1
	警察本部				0

イ 過去5年間の件数の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
勤務成績不良		1				
心身故障						
刑事事件提訴				1		2
計		1	0	1	0	2
処分の種類	免職					
	降任	1				
	休職			1		2

(2) 懲戒処分の状況

令和4年度における懲戒処分の報告件数は43件で、前年度から16件増加した。

事由別にみると、一般サービスの14件が最も多く、次いで監督責任が12件の順であった。

任命権者別にみると、知事部局は8件で前年度から1件の増加、教育委員会は35件で前年度から20件の増加、警察本部は0件で前年度から5件の減少であった。

ア 4年度の状況

理由	種類					計
	免職	停職	減給	戒告		
交通事故			1	3	4	
酒気帯び運転					0	
速度超過			1	5	6	
一般サービス	2	2	2	8	14	
業務処理					0	
公金等取扱	2				2	
職員団体活動					0	
監督責任				12	12	
公務外非行	1	2	1	1	5	
計	5	4	5	29	43	
任命権者	知事部局		1	1	6	8
	教育委員会	5	3	4	23	35
	警察本部					0

イ 過去5年間の件数の推移

処分事由		処分の種類				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般サービス・ 業務処理	違法な職員団体活動					
	欠勤、不適切処理等	10	6	8	4	9
	小計	10	6	8	4	9
その他非行	交通法規違反等	15	14	7	13	7
	その他	6	1	2	13	8
	小計	21	15	9	26	15
監督責任関係		2		5	3	3
計		33	21	22	33	27
任命権者別	知事部局	4	5	4	12	7
	教育委員会	23	16	18	20	15
	警察本部	6			1	5

審 查 関 係 事 務

5 審査関係事務

(1) 公平審査関係

ア 勤務条件に関する措置の要求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の勤務条件に関する措置の要求事案は、令和4年度末において、令和4年度中に受理した1件は取下げを受理した。この事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 単身赴任手当支給要求事案（5人委（措）第1号事案）

令和5年2月8日に取下げを受理した。

b 受託市町村等関係

受託市町村等関係の勤務条件に関する措置の要求事案は、令和4年度係属した事案はなかった。

(イ) 状況

事案名		受理 総数	令和3年 度末係属 件数	令和4年 度中の申 立件数	令和4年 度中の取 下げ件数	令和4年 度中の判 定件数	令和4年 度末係属 件数
県 関 係	5人委（措）第1号事案	1	0	1	1	0	0
受 託 市 町 村 等 関 係	〃	0	0	0	0	0	0
合 計		1	0	1	1	0	0

イ 不利益処分についての審査請求

(ア) 概要

a 県関係

県関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和4年度末において、令和3年度中に受理した1件を裁決し、令和4年度中に受理した1件が係属している。これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

(a) 懲戒停職処分取消請求事案（3人委（審）第1号事案）

口頭審理を行い、令和4年7月4日に裁決（棄却）を行った。

(b) 懲戒免職処分取消請求事案（4人委（審）第4号事案）

令和4年9月29日に受理を決定した。

b 受託市町村等関係の不利益処分についての審査請求事案は、令和4年度末において、令和3年度中に受理した4件及び令和4年度中に受理した2件のうち1件を裁決し、残り1件が係属

している。これらの事案の具体的な処理状況は、次のとおりである。

- (a) 懲戒免職処分取消請求事案（3人委（審）第3号事案）
書面審理を行い、令和4年5月12日に裁決（棄却）を行った。
- (b) 分限休職処分取消請求事案（3人委（審）第4号事案）
書面審理を行い、令和4年8月9日に裁決（棄却）を行った。
- (c) 分限休職処分取消請求事案（3人委（審）第5号事案）
書面審理を行い、令和4年8月9日に裁決（棄却）を行った。
- (d) 分限休職処分取消請求事案（4人委（審）第1号事案）
書面審理を行い、令和4年8月9日に裁決（棄却）を行った。
- (e) 分限休職処分取消請求事案（4人委（審）第2号事案）
書面審理を行い、令和4年8月9日に裁決（棄却）を行った。
- (f) 懲戒免職処分取消請求事案（4人委（審）第3号事案）
令和4年9月1日に受理を決定した。

(イ) 状況

事案名		受理 総数	令和3年 度末係属 件数	令和4年 度中の申 立件数	令和4年 度中の取 下げ件数	令和4年 度中の判 定件数	令和4年 度末係属 件数
県 関 係	3人委（審）第1号事案	2	1	1	0	1	1
	4人委（審）第4号事案						
受 託 市 町 村 等 関 係	3人委（審）第3号事案	6	4	2	0	5	1
	3人委（審）第4号事案						
	3人委（審）第5号事案						
	4人委（審）第1号事案						
	4人委（審）第2号事案						
	4人委（審）第3号事案						
合 計		8	5	3	0	6	2

(2) 職員苦情相談

(ア) 概要

a 職員体制

計8人（職員課 審査・給与担当職員8人）うち女性4人（セクハラ相談の対応等）

b 相談の方法

面談、電話、書面、ファクシミリ、メールにより相談

(イ) 状況

a 件数等

令和4年度中に受理した件数は67件（実件数）となっており、男女別では、男性22件、女性40件、その他・不明が5件で、任命権者別では、知事部局18件、教育委員会19件、警察本部3件、市町村・一部事務組合等14件、その他・不明が13件となっている。相談の申出方法は、電話35件、メール26件、面談5件、書面1件となっている。

b 内容別・任命権者別処理件数

※（ ）内は令和3年度の件数

	知事部局	教育委員会	警察本部	市町村・一部事務組合	その他・不明	計
任用	4 (1)	4 (1)	(0)	2 (2)	0 (1)	10 (5)
給与	1 (1)	0 (0)	(0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)
勤務時間、休暇、服務等	1 (3)	4 (3)	1 (0)	6 (7)	3 (1)	15 (14)
健康安全等	0 (1)	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
セクハラ	1 (1)	0 (0)	(0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)
パワハラ	6 (3)	8 (2)	1 (0)	2 (5)	4 (3)	21 (13)
パワハラ以外のいじめ等	4 (3)	3 (2)	1 (0)	3 (6)	1 (0)	12 (11)
公平審査	0 (0)	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	1 (2)	0 (1)	(0)	0 (3)	4 (2)	5 (8)
計	18 (15)	19 (9)	3 (0)	14 (23)	13 (7)	67 (54)

c 処理方法

制度説明・助言をしたものが38件、相談者の意向等を当局に伝達したものが14件、他機関を紹介したものが15件となっている。

なお、審査請求に移行した事例及び措置要求に移行した事例はなかった。

(3) 職員団体関係

ア 管理職員等の指定

(ア) 概要

a 県関係

令和3年4月からの県の行政組織の変更等に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

また、令和3年11月の平泉世界遺産ガイダンスセンターの設置に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

b 受託市町村等関係

令和3年4月の受託市町村等における行政組織の改編に伴い、管理職員等の範囲について規則改正を行った。

イ 職員団体の登録

(ア) 概要

職員団体の登録については、役員改選等に係る届出が29件、規約の変更に係る届出が7件、所在地変更に係る届出が1件あった。

(イ) 状況

令和3年度末登録団体総数	新規登録団体数	解散等団体数	変更届出			法人となる旨の申出	令和4年度末登録団体総数
			規約	役員	所在地		
32	0	0	7	29	1	0	32

注)「役員変更届出」には、専従職員の変更に係る届出を含む。

(4) 労働基準監督関係

令和4年度における労働基準監督事務の概要は、次のとおりである。

ア 事業場調査について

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号、第12号及び同表に掲げる事業以外の事業（官公署等の事業）に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）について労働基準監督機関の職権を有している。

このため、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとされている事業場について、書面等による調査及び指導（以下「事業場調査」という。）を行い、職員の勤務環境の向上を図っている。

全体状況の把握と効率的な指導を図るため、平成19年度から書面による全数調査と必要に応じた実態確認を実施しており、令和4年度は、当委員会所管の調査対象のうち、170事業場について実施した。（兼務職員のための10事業場は調査対象から除いている。対象事業場の内訳：知事部局51事業場、教育委員会89事業場、警察23事業場、その他任命権者7事業場）

イ 労働基準法及び安全衛生法関係

(ア) 労働安全衛生法に基づく認定及び報告状況について（４年度受付分）

	衛生管理者 の選任報告 (件)	産業医の 選任報告 (件)	定期健康診 断結果報告 (事業場)	特殊健康診断・特 定健康診断結果 報告(事業場)	労働者死傷 病報告(件)	有機溶剤中毒予 防規則一部適用 除外認定(件)
知事部局	14	6	12	6	3	1
教育委員会	12	6	50	20	30	2
警察	13	1	18	16	40	1

(イ) 宿日直許可の状況について（５．３．３１現在）

知事部局	5
教育委員会	33
警察	23
その他	1

ウ ボイラー等の安全取締りの状況

(ア) ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ及びクレーン（以下「ボイラー等」という。）の安全取締りの状況

総括表（５．３．３１現在） 設置事業場数 44（廃止分を除く。）

	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
前年度末の設置基数 (A)	42	36	1	4
本年度設置基数 (B)	0	0	0	0
本年度廃止基数 (C)	1	0	0	0
本年度末の総数設置基数 (D) <(A)+(B)-(C)>	41	36	1	4

(イ) ボイラー等の諸検査の状況

区分	事業場数	基 数			
		ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン
落成検査	0	0	0	0	0
変更検査	0	0	0	0	0
使用再開検査	0	0	0	0	0
性能検査	38	37	33	0	1

(検査結果)

- ボイラー等の性能検査については、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所が実施する検査を受検している。
- 本年度における検査結果は概ね良好であったが、性能検査のうち、ボイラー３基及び第一種圧力容器３基については、附属部品等の取り換え、補修等の指示、指導があった。

(5) 公平事務委託市町村等の事務の受託状況

市町村等公平委員会の事務の受託は、令和5年4月1日現在で13市15町4村18一部事務組合3広域連合の合計53団体となっている。

なお、独自の公平委員会を設置している市町村等は、盛岡市、盛岡地区広域消防組合、盛岡地区衛生処理組合及び盛岡広域環境組合の1市3一部事務組合である。

(6) 退職管理関係

地方公務員法の一部改正により、平成28年度から、現職職員が再就職者から禁止されている働きかけを受けた時は人事委員会にその旨を届け出るよう義務付けられたが、令和4年度中に当該届出はなく、第三者からの通報もなかった。

参 考 资 料

6 参考資料

(1) 初任給基準表(令和5年4月1日現在)

行政職給料表

一 般	正規の試験	I種	1-25	186,800
		II種	1-15	168,500
		III種	1-5	155,900
	その他	高等学校卒	1-1	151,400
無 線 従 事 者		第1級総合無線通信士	1-25	186,800
		第1級海上無線通信士		
		第1級陸上無線技術士		
		第2級総合無線通信士	1-9	160,200
		第2級海上無線通信士		
		第2級陸上無線技術士		
		第1級陸上特殊無線技士	1-5	155,900
		航空無線通信士		
		第3級総合無線通信士	1-1	151,400
		第3級海上無線通信士		
		国内電信級陸上特殊無線技士		
		第4級海上無線通信士		
		第1級海上特殊無線技士		
その他の資格				

公安職給料表

正規の試験	I種	3-2	219,000
	II種	2-3	195,300
	III種	1-3	179,500

教育職給料表(1)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-31	273,500
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-13	230,100
	大学卒	2-1	209,200
	短大卒	1-11	183,300
	大学卒	1-21	205,300
	短大卒	1-11	183,300
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 実習教諭 実習助手 寄宿舎 指導員	大学卒	1-1	165,800
	高校卒	1-1	165,800

教育職給料表(2)

教 諭 養護教諭 栄養教諭 (任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	博士課程修了	2-43	273,500
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2-25	230,100
	大学卒	2-13	209,200
	短大卒	2-3	186,000
	大学卒	1-21	205,300
	短大卒	1-11	183,300
栄養教諭 (任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	高校卒	1-1	165,800
	高校卒	1-1	165,800

研究職給料表

正規 の 試験	I種		1-25	192,000
	II種		1-15	171,300
	III種		1-5	156,200
そ の 他	博士課程修了 〔大学6卒 後のもの に限る。〕		1-61	253,500
	博士課程修了		1-57	249,500
	修士課程修了 専門職学位 課程修了 大学6卒		1-37	214,700
	高 校 卒		1-1	151,700

医療職給料表(1)

医 師 歯科医師	博士課程修了	1-33	354,900
	大学6卒	1-9	278,300

医療職給料表(3)

保 健 師	大 学 卒	2-11	217,900
	短大3卒	2-5	206,600
看 護 師	短大3卒	2-5	206,600
	短大2卒	2-1	198,700
准看護師	准看護師養成所卒	1-1	171,300

医療職給料表(2)

薬 剤 師	大 学 6 卒	2-19	221,800
	大 学 4 卒	2-1	193,100
獣 医 師	大 学 6 卒	2-19	221,800
	大 学 4 卒	2-1	193,100
栄 養 士	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 卒	1-11	171,900
診療放射線技師	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 3 卒	1-17	182,600
診療エックス線技師	短 大 卒	1-11	171,900
臨床検査技師	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 3 卒	1-17	182,600
衛生検査技師	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 卒	1-11	171,900
臨床工学技士	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 3 卒	1-17	182,600
理学療法士 作業療法士	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 3 卒	1-17	182,600
視能訓練士	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 3 卒	1-17	182,600
言語聴覚士	大 学 卒	2-1	193,100
	短 大 3 卒	1-17	182,600
歯科衛生士	短 大 3 卒	1-17	182,600
	短 大 2 卒	1-11	171,900
	高校専攻科卒	1-7	165,400
歯科技工士	短 大 3 卒	1-17	182,600
	短 大 2 卒	1-11	171,900
あん摩マッサージ 指 圧 師 はり 師 きゅう 師 柔道整復師	短 大 3 卒	1-17	182,600
	短 大 2 卒	1-11	171,900
	高 校 卒	1-1	156,400
そ の 他	高 校 卒	1-1	156,400

(2) 級別職務区分表

(令和5年4月1日現在)

1 行政職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主任 主任スポ ーツ医・ 科学専門 員 建築監視 員 主任行政 専門員	主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査 主査スポ ーツ医・ 科学専門 員 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 主任主査 上席スポ ーツ医・ 科学専門 員	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 危機管理 監 防災危機 管理監 地域企画 監 ふるさと 振興監 地方路線 対策監 医療企画 監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長 公益法人 コーデ イナー	総括課長 特命参事 総括調査 監 調査監 儀典調整 監 総務事務 センター 所長 総括危機 管理監 危機管理 監 防災危機 管理監 地域企画 監 ふるさと 振興監 地方路線 対策監 医療企画 監 少子化対 策監 医師支援 推進監 競馬改革 推進監 I L C 推 進監 会計指導 監 課長	副部長 副局長 室長 環境担当 技監 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 道路担当 技監 河川港湾 担当技監 まちづく り担当技 監 首席調査 監 首席ふるさ と振興監 首席少子 化対策監 首席I L C 推進監 参事 技術参事	会計管理者 部長 I L C 推 進局長 出納局長 理事 技監 I L C コ ーディネ ーター	企画理事 部長

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
広域振興局			主査 出張所長 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 出張所長 主査行政 専門員	課長 特命課長 普及サブ センター 所長 整備事務 所次長 ダム管理 事務所長 林務出張 所長 主任主査	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長 管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	部長(盛岡 を除く。) 審査指導 監 特命参事 室長 企画推進 課長 管理主幹 総務課長 (県南の 総務部(総 務センタ ーを除 く。)に限 る。) 環境衛生 課長(盛岡 に限る。) 林業振興 課長(盛岡 に限る。) 農政調整 課長 農林調整 課長 水産調整 課長 副部長 用地課長 (盛岡及び 花巻土木セ ンターに限 る。) 調整課長 センター 所長 センター 副所長 整備事務 所長	副局長 部長(盛岡 に限る。) 参事 技術参事	局長	

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
出先機関	東京事務所					副部長	部長	部長	所長		
	東日本大震災津波伝承館					事業課長	総務課長	総務課長	副館長		
	消防学校			科主任	科主任	副校長	校長	校長			
	先端科学技術研究センター					副所長			所長		
	環境保健研究センター					企画情報部長	副所長	副所長	所長		
	県民生活センター					次長	所長	所長			
	保健所				課長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長 (奥州に限る。) 次長	副所長(県央に限る。)			
	福祉総合相談センター					課長	部長	部長	所長		
	児童相談所					次長 課長	所長	所長			
	高等看護学院										
	精神保健福祉センター					次長					
	杜陵学園						園長補佐	園長	園長		
	大阪事務所					次長	次長	所長	所長		
	名古屋事務所						次長	所長	所長		
福岡事務所					次長	次長	所長	所長			
産業技術短期大学校				主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	事務局次長 准教授 上席講師	副校長 事務局長 教育部長 教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	校長		

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
高等技術 専門校			科主任	科主任	校長補佐	校長	校長			
病虫害防 除所					次長	所長	所長			
家畜保健 衛生所					次長					
漁業取締 事務所			機関長 通信長	機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
生物工学 研究所						所長	所長			
農業研究 センター					課長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長	病虫害防 除部長 畜産研究 所次長			
林業技術 センター					企画総務 部長	副所長	副所長			
水産技術 センター			機関長 通信長	機関長 通信長	総務部長 船長					
内水面水 産技術セ ンター										
農業大学 校			主査講師 主任講師	上席講師 主査講師	准教授 上席講師	副校長 事務局長 教授	副校長 事務局長 教授	校長		
農業改良 普及セン ター					課長 普及サブ センター 所長	所長	所長			
北上川上 流流域下 水道事務 所					課長	所長	所長			
花巻空港 事務所					次長	所長	所長			
			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 主査 主査行政 専門員	主任主査					

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹				
	専門職員				上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官 主査通信 技師 主任通信 技師 主査消防 教官 主任消防 教官	上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官 主査通信 技師 主査消防 教官	上席特別税 務調査員 上席通信 技師 上席消防 教官 主査通信 技師 主査消防 教官	首席特別税 務調査員			
					上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員 上席児童 心理司 上席心理 判定員 上席児童 指導員 上席職業 指導員 上席生活 指導員 上席保育 士 上席児童 自立支援 専門員	上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員 上席児童 心理司 上席心理 判定員 上席児童 指導員 上席職業 指導員 上席生活 指導員 上席保育 士 上席児童 自立支援 専門員	上席社会 福祉主事 上席障がい 者福祉司 上席児童 福祉司 上席相談 調査員 上席児童 心理司 上席心理 判定員 上席児童 指導員 上席職業 指導員 上席生活 指導員 上席保育 士 上席児童 自立支援 専門員	首席児童 福祉司 首席児童 指導員			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査社会 福祉主事	主査社会 福祉主事						
				主任社会 福祉主事							
				主査障が 者福祉司	主査障が 者福祉司						
				主任障が 者福祉司							
				主査児童 福祉司	主査児童 福祉司						
				主任児童 福祉司							
				主査相談 調査員	主査相談 調査員						
				主任相談 調査員							
				主査児童 心理司	主査児童 心理司						
				主任児童 心理司							
				主査心理 判定員	主査心理 判定員						
				主任心理 判定員							
				主査児童 指導員	主査児童 指導員						
				主任児童 指導員							
				主査職業 指導員	主査職業 指導員						
				主任職業 指導員							
				主査生活 指導員	主査生活 指導員						
				主任生活 指導員							
				主査保育士	主査保育士						
				主任保育士							

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
				主査児童自立支援専門員 主任児童自立支援専門員	主査児童自立支援専門員						
				主査技術指導員 主任技術指導員	上席技術指導員 主査技術指導員	上席技術指導員	首席技術指導員				
				主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士 主査農業普及員 主任農業普及員 主査林業普及指導員 主任林業普及指導員 主査水産業普及指導員 主任水産業普及指導員 主査航海士 主任航海士 主査機関士 主任機関士 主査通信士	上席農業普及員 上席林業普及指導員 上席水産業普及指導員 上席航海士 上席機関士 上席通信士	首席林業普及指導員 首席水産業普及指導員				

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
					主任通信士							
					主査建築 専門員	上席建築 専門員 主査建築 専門員	上席建築 専門員					
議会の 事務局					主査 主任 主任主事	主任主査 副主任 主査	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 課長 主幹	総括課長 課長	次長 参事	事務局長	
教育委 員会の 事務局 等	本庁				文化財専 門員(主任 相当、主査 相当) 主査 主任 主任行政 専門員	上席文化 財専門員 主任主査 副主任 技術副主 幹 文化財専 門員(主査 相当) 主査 主査行政 専門員	担当課長 特命課長 上席文化 財専門員 主任主査 副主任 技術副主 幹	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 課長 主幹 技術主幹	総括課長 特命参事 教育企画 推進監 学校教育 企画監 課長	教育次長 室長 参事	教育局長	
	出先 機関	教育事務 所			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	企画総務 課長 主任主査 副主任	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。) 主幹	所長 企画総務 課長(盛岡 に限る。)	所長(盛岡 に限る。)		
	教育 機関	総合教育 センター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	特命参事 総務部長 主幹	特命参事 総務部長			
		生涯学習 推進セン ター			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	総務部長 主任主査 副主任	主幹				
		図書館			主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	副館長 主幹	副館長			

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	博物館								館長		
	美術館								館長		
	埋蔵文化財センター			文化財専門員(主任相当、主査相当)	首席文化財専門員 文化財専門員(主査相当)	首席文化財専門員	所長 副所長	所長 副所長			
	野外活動センター			主査主任 主任行政専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政専門員	次長 主任主査 副主任	主幹				
県立学校				主査主任 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主任行政専門員	漁撈長 機関長 主任主査 副主任 主査 通信長 主任航海士 主任機関士 主任通信士 主査行政専門員	事務長(6級及び7級の欄に掲げられている事務長を除く。) 船長 漁撈長 機関長 主任主査 副主任	高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡と なん支援及び花巻清風支援に限る。) 主幹	高等学校又は特別支援学校の事務長(盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援、盛岡と なん支援及び花巻清風支援に限る。)			
	市町村立小中学校及び義務教育学校			主査主任 主任行政専門員	主任主査 主査 主査行政専門員	事務長 主任主査	主幹				
				主任主事 主任技師							

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察	本部 等	本部			係長 主査 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 係長 上席航空 隊整備士 主査航空 隊整備士	次長 副所長 課長補佐 隊長補佐 上席航空 隊整備士	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 サイバーセ キュリティ 対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	課長 科学捜査研 究所長 施設整備室 長 指導監査室 長 人事調査官 給与調査官 会計調査官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調 査官 サイバーセ キュリティ 対策官 交通管制官 自動車運転 免許試験場 長	参事		
		警察学校			係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官 術科調査官	術科調査官 術科調査官			
	警 察 署				係長 主査 主査航海 士 主査機関 士	課長 船長 機関長 上席航海 士 上席機関 士 係長 主査航海 士 主査機関 士	課長 船長 機関長 上席航海 士 上席機関 士					
					主任主事 主任技師	副主幹 技術副主 幹	副主幹 技術副主 幹	主幹 技術主幹				

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
選挙管理委員会の事務局				主査 主任	主任主査 副主任 主査	副書記長 主任主査 副主任	書記長	書記長			
監査委員の事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
人事委員会の事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	担当課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
労働委員会の事務局				主査 主任 主任主事 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	特命課長 主任主査 副主任	総括課長 主幹	総括課長	事務局長 参事		
収用委員会の事務局				主査 主任 主任行政 専門員	主任主査 副主任 主査 主査行政 専門員	主任主査 副主任	事務局長	事務局長	参事		
海区漁業調整委員会の事務局				主査 主任	主任主査 技術副主幹 主査	事務局次長 主任主査 技術副主幹	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

- 備考 1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。
- 4 この表において3級の欄に掲げる「主任相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主任に、「主査相当」とは、知事の事務部局の款3級の欄に掲げる主査に、4級の欄に掲げる「主査相当」とは、知事の事務部局の款4級の欄に掲げる主査にそれぞれ相当するものである。

2 公安職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
警察	本部	巡査	巡査(巡査部長に限る。)	巡査部長 巡査(巡査部長に限る。)	警部 警部補 巡査部長 巡査(巡査部長に限る。)	警部 警部補	警視 警部(地域調査官、次長、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。)	警視(課長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、監察官及び安全・安心まちづくり推進室長に限る。)	警視(参事官及び監察課長に限る。)	警視(部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)	
	警察学校						警視				警視(校長に限る。)
	警察署						警視 警部(次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。)	警視(署長及び副署長に限る。)			警視(岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸の署長に限る。)

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表(1)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務 部局	本庁		主査スポーツ 振興専門員 主任スポーツ 振興専門員 スポーツ振興 専門員		上席スポーツ 振興専門員	首席スポー ツ振興専門 員	
	出先機関	産業技術短期大 学校	講師 技術指導員	主査講師 主査技術指導 員 主任講師 主任技術指導 員 講師 技術指導員	准教授	教授	
		農業大学校	講師 行政専門員	主査講師 主任講師 講師 行政専門員	准教授	教育部長 教授	
教育委員会 の事務局等	本庁			指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補	主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席指導主事 首席経営指 導主事 首席社会教 育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補	主任指導主事 主任経営指導 主事 主任社会教育 主事	首席経営指 導主事 首席社会教 育主事	
	教育機関	総合教育センター	研修助手	研修指導主事 指導主事		研修部長 支援指導部長 主任研修指導 主事 主任指導主事	所長 研修部長 支援指導部長
		生涯学習推進セ ンター		社会教育主事 社会教育主事補		生涯学習部長 主任社会教育 主事	所長 首席社会教 育主事
		図書館					館長
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
埋蔵文化財セン ター		社会教育主事 社会教育主事補					

区		分	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		県立高等学校等	教諭 養護教諭 栄養教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭（任用の期限をふさないものに限る。）	指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭 主任指導教諭	校長
			講師 助教諭 養護助教諭 実習教諭 実習助手 寄宿舍指導員	講師（任用の期限を付さないものに限る。） 実習教諭 寄宿舍指導員			
警察	本部等	警察学校				副校長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を3級に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁		主査スポーツ振興専門員 主任スポーツ振興専門員 スポーツ振興専門員		上席スポーツ振興専門員	首席スポーツ振興専門員	
教育委員会の事務局等	本庁		指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事 特命参事	
	出先機関	教育事務所	指導主事 経営指導主事 社会教育主事 社会教育主事補		教務課長(盛岡を除く。) 主任指導主事 主任経営指導主事 主任社会教育主事	教務課長(盛岡に限る。) 首席指導主事 首席経営指導主事 首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター		指導主事		主任指導主事	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補		主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博物館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美術館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
		野外活動センター					所長
	中学校	講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さないものに限る)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長	
市町村立小中学校及び義務教育学校	栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) 講師(任用の期限を付さないものを除く。) 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭(任用の期限を付さないものに限る。) 講師(任用の期限を付さないものに限る。)	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭	副校長 教頭	校長		

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは室付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校若しくは義務教育学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものについては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
知事の事務 部局	本庁	2級から5級ま での欄に掲げる 職以外の職	主任専門学芸 員 専門学芸員	上席専門学芸 員 主任専門学芸 員				
	出先機関		先端科学技術 研究センター					
			環境保健研究 センター		部長	副所長		
			生物学研究所					
			農業研究センター		室長 県北農業研究 所次長	部長 県北農業研究 所長 畜産研究所次長	所長 畜産研究所長	
			林業技術センター		部長	副所長	所長	
			水産技術センター		部長	副所長	所長	
			内水面水産技 術センター			所長	所長	
	専門職員	主査専門研究員 主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員				
教育委員会 の事務局等	本庁		主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員				
	教育機関		博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
			美術館	主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸 調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸 調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸 調査員		
	警察		本部	刑事部科学捜 査研究所	主査専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主査専門研究員	科学捜査研究官	

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区		分	1 級	2 級	3 級	4 級	
知事の事務部局	本庁		医師 歯科医師	医務主幹 担当課長	総括課長 医療企画監 課長 医務主幹 担当課長	企画理事 部長 技監 副部長 医療政策室長 医務担当技監 総括課長 医療企画監 課長	
	広域振興局						課長 医務主幹 医師 歯科医師
	出先機関	環境保健研究センター				首席専門研究員	首席専門研究員
		保健所		課長 医務主幹 医師 歯科医師	所長 副所長 次長 課長 医務主幹	所長 副所長 次長	
		福祉総合相談センター		医務主幹 医師	部長 医務主幹	部長	
		精神保健福祉センター		医務主幹 医師	所長 医務主幹	所長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、室付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	本庁	診療放射線技師	薬剤師	主査心理相談専門員	主査心理相談専門員	上席心理相談専門員		技術参事
		臨床検査技師 栄養士 学校栄養職員 衛生検査技師	獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士	主任心理相談専門員 心理相談専門員	主任心理相談専門員	主査心理相談専門員		
	広域振興局	理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	学校栄養職員 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主査	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)	保健福祉室長 環境衛生課長(盛岡に限る。)
		出先機関	食肉衛生検査所	理療士 言語聴覚士 心理相談専門員			課長 副所長	所長 副所長
			保健所				課長	次長
			福祉総合相談センター					
			精神保健福祉センター					
		家畜保健衛生所				課長 次長	所長(中央を除く。) 次長(中央に限る。)	所長 次長(中央に限る。)
				主査	主査	主任主査 主査		
							技術主幹	
	専門職員					上席薬剤師 上席獣医師 上席診療放射線技師 上席臨床検査技師 上席栄養士 上席衛生検査技師 上席理学療法士 上席言語聴覚士		
			主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師	主査薬剤師 主任薬剤師 主査獣医師 主任獣医師 主査診療放射線技師 主任診療放射線技師 主査臨床検査技師 主任臨床検査技師			

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
					主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士 薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 衛生検査技師 理学療法士 作業療法士 理療士 言語聴覚士	主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士	主査栄養士 主任栄養士 主査衛生検査技師 主任衛生検査技師 主査理学療法士 主任理学療法士 主査作業療法士 主任作業療法士 主査理療士 主任理療士 主査言語聴覚士 主任言語聴覚士			
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士 栄養士	主任栄養士				
		市町村立小中学校及び義務教育学校			主任学校栄養職員 学校栄養職員	主任学校栄養職員				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
知事の事務 部局	本庁	准看護師	保健師 看護師 看護教員 准看護師	保健師 看護師					
	広域振興局			主査 保健師 看護師	主査	課長 特命課長 主任主査 主査	保健福祉室長		
	出先機関			保健所	保健師 看護師			課長	次長
				福祉総合相 談センター					
				児童相談所					
				高等看護学院	科主任 看護教員	科主任	副学院長 科主任		
				精神保健福 祉センター	保健師				
					主査	主査	主任主査 主査		
									技術主幹
				専門職員			主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	主査保健師 主任保健師 主査看護教員 主任看護教員 主査看護師 主任看護師	上席保健師 上席看護教員 上席看護師 主査保健師 主査看護教員 主査看護師
教育委員会 の事務局	本庁	教職員課	保健師	主査保健師 主任保健師 保健師	主査保健師 主任保健師	上席保健師 主査保健師			
警察	本部	警務部厚生課	保健師	主査保健師 保健師	主査保健師	上席保健師 主査保健師			

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付若しくは所付けの職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

(3) 給料の特別調整額
 給料の特別調整額に関する規則 (昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号)
 別表第 1 (第 2 条関係)

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事務 部 局	本庁	企 画 理 事 部 長 会 計 管 理 者 I L C 推 進 局 長 出 納 局 長	理 事 技 監 副 部 長 副 局 長 首 席 調 査 監 首 席 ふ る さ と 振 興 監 首 席 少 子 化 対 策 監 首 席 I L C 推 進 監 環 境 担 当 技 監 医 務 担 当 技 監 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 ま ち づ く り 担 当 技 監	室 長 参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (政 策 企 画 課、人 事 課 及 び 財 政 課 に 限 る。)	総 括 課 長 総 括 調 査 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 総 括 危 機 管 理 監 地 域 企 画 監 地 方 路 線 対 策 監 首 席 ス ポ ー ツ 振 興 専 門 員 医 療 企 画 監 医 師 支 援 推 進 監 競 馬 改 革 推 進 監 会 計 指 導 監 特 命 参 事	調 査 監 儀 典 調 整 監 危 機 管 理 監 防 災 危 機 管 理 監 ふ る さ と 振 興 監 少 子 化 対 策 監 I L C 推 進 監 課 長	担 当 課 長
	広域振 興局	局 長 副 局 長 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 県 税 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 部 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 林 務 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 経 営 企 画 部 長 総 務 部 長 県 税 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 部 長 (盛 岡 及 び 県 南 に 限 る。) 農 政 部 長 林 務 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 部 長 (沿 岸 に 限 る。) 土 木 部 長	県 税 部 長 (盛 岡 を 除 く。) 保 健 福 祉 環 境 部 長 (盛 岡 及 び 県 南 を 除 く。) 農 林 部 長 林 務 部 長 (盛 岡 を 除 く。) 水 産 部 長 (県 北 に 限 る。) 審 査 指 導 監 (盛 岡 に 限 る。) 特 命 参 事 復 興 推 進 室 長 納 税 室 長 課 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 業 振 興 室 長 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長 (盛 岡 及 び 県 南	審 査 指 導 監 (盛 岡 を 除 く。) 産 業 振 興 室 長 県 税 室 長 保 健 福 祉 室 長 (盛 岡 を 除 く。) 農 村 整 備 室 長 (沿 岸 及 び 県 北 に 限 る。) 企 画 推 進 課 長 管 理 主 幹 総 務 課 長 (総 務 部 を 除 く。) 環 境 衛 生 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 農 政 調 整 課 長 農 林 調 整 課 長 林 業 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 水 産 調 整 課 長	

組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
				に限る。) 管理用地室長 道路都市室長 流域治水室長 建築住宅室長 センター所長 (千厩土木セン ターを除く。)	副 部 長 用地課長(盛岡 及び花巻土木セ ンターに限る。) 調 整 課 長 センター所長 (千厩土木セン ターに限る。) センター副所長 林 務 室 長 整備事務所長 普及サブセンタ ー所長 林務出張所長	
広域振 興局以 外の出 先機関		東京事務所長 東日本大震災津 波伝承館副館長 環境保健研究セ ンター所長 保健所長(県央 に限る。) 福祉総合相談セ ンター所長 産業技術短期大 学校長 農業研究センタ ー所長 林業技術センタ ー所長 水産技術センタ ー所長 農業大学校長	先端科学技術研 究センター所長 食肉衛生検査所 長 保健所長(奥州 に限る。) 保健所副所長 産業技術短期大 学校副校長 家畜保健衛生所 長(中央に限る。) 農業研究センタ ー畜産研究所長	東京事務所の部長 東日本大震災津波 伝承館総務課長 消 防 学 校 長 食肉衛生検査所副 所長 環境保健研究セ ンター副所長 県民生活センタ ー所長 保健所長(県央 及び奥州を除 く。) 保健所次長(奥 州を除く。) 福祉総合相談セ ンターの部長 児 童 相 談 所 長 精神保健福祉セ ンター所長 杜 陵 学 園 長 大阪事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 産業技術短期大 学校事務局長 産業技術短期大 学校教育部長 高等技術専門校長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所	保健所次長(奥 州に限る。) 農業研究センタ ー畜産研究所外 山畜産研究室長 農業大学校教育 部長 農業改良普及セ ンター普及サブ センター所長	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
					次長（中央に限る。） 漁業取締事務所長 生物工学研究所長 農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業改良普及センター所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	総括課長	課長	担当課長
教育委員の事務局等	本庁	教育局長	教育次長	室長 参事 教育企画推進監 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 学校教育企画監 特命参事	課長	担当課長
	出先機関		教育事務所長（盛岡に限る。）		教育事務所長 教育事務所企画総務課長（盛岡に限る。）	教育事務所教務課長（盛岡に限る。）	
	教育機関		総合教育センター所長 図書館長 博物館長 美術館長		生涯学習推進センター所長 図書館副館長 埋蔵文化財センター所長 野外活動センター所長 特命参事	総合教育センターの部長 埋蔵文化財センター副所長	
	県立学校					校長 高等学校又は特別支援学校の事務長（盛岡第一、盛岡農業、盛岡	副校長 教頭 高等学校又は特別支援学校

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						工業、盛岡商業及び盛岡となん支援に限る。)	の事務長(不来方、杜陵、黒沢尻工業、水沢、一関第一、大船渡、釜石、宮古、宮古水産、福岡、盛岡視覚支援、盛岡聴覚支援及び花巻清風支援に限る。)
							船長
警察	本部等		部長 警察学校長 参事官(首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。)	参事官 参事 課長(監察課長に限る。)	課長 監察官 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 検視官室長(警視である検視官室長に限る。)	公安委員会補佐室長 警務調査官 取調べ監督室長 企画室長 人事調査官 給与調査官 広報官 被害者支援室長 会計調査官 施設整備室長 指導監査室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 安全・安心まちづくり推進室長 生活安全調査官 地域実務指導室長 地域調査官 人身安全対策官 少年事件指導官 生活環境調査官 サイバーセキュリティ対策官 刑事指導官 検視官室長 性犯罪捜査指導官 知能犯捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通事故事件捜	

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
						査統括官 交通聴聞官 自動車運転免許 試験場長 高速道路交通調 査官 警備指導官 情報分析官 外事・国際テロ 対策室長 警備管理官 災害対策室長 警衛対策官 術科調査官 警察学校副校長	
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西、花巻、北上及び奥州に限る。）	署長（岩手、紫波、一関、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸に限る。）	署長 副署長	地域官 刑事官 交通官	
選挙 管理 委員会					書記長		
監査 委員 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		
人事 委員 会 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		担当課長
労働 委員 会 の 事務局			事務局長	参事	総括課長		
収用 委員 会 の 事務局				参事	事務局長		
海 漁 業 調 整 委 員 会 の 事務局					事務局長		

備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第2条第2項ただし書の規定に基づき、別表第1に掲げる職のうち当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1種上位の区分とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものについては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。

2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理

することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
10 級	1 種	133,600 円
9 級	1 種	128,900 円
	2 種	103,100 円
8 級	2 種	94,300 円
	3 種	84,900 円
	4 種	75,400 円
7 級	3 種	80,100 円
	4 種	71,200 円
	5 種	53,400 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,300 円
	6 種	44,500 円
6 級	3 種	75,700 円
	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、58,900 円
	6 種	42,100 円
5 級	5 種	48,400 円
	6 種	40,400 円
4 級	5 種	44,900 円
	6 種	37,400 円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9 級	2 種	96,000 円
8 級	3 種	82,200 円
7 級	4 種	72,300 円
	5 種	54,200 円
6 級	4 種	69,900 円
	5 種	52,400 円
5 級	5 種	49,300 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	2 種	91,800 円
	4 種	73,400 円
	5 種	55,100 円。ただし、高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センターの部長にあつては、64,200 円
3 級	5 種	53,500 円。ただし、総合教育センターの部長にあつては、62,400 円
	6 種	44,600 円。ただし、高等学校等の教頭の職にあつては 35,700 円、高等学校等の副校長の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 53,500 円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	4 種	70,100 円
	5 種	52,600 円
3 級	6 種	43,100 円

オ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5 級	2 種	102,100 円
	3 種	91,900 円
	4 種	81,700 円
4 級	4 種	72,200 円
3 級	5 種	49,100 円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4 級	1 種	136,300 円
	2 種	109,000 円
	3 種	98,100 円
	4 種	87,200 円
	5 種	65,400 円
3 級	2 種	103,100 円
	3 種	92,800 円。ただし、条例別表第 5 のア医療職給料表(1)の職務の級 3 級の適用を受ける保健福祉環境技監にあつては、82,500 円
	4 種	82,500 円
	5 種	61,900 円
	6 種	51,600 円
2 級	6 種	48,200 円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7 級	3 種	79,600 円
	4 種	70,700 円
	5 種	53,000 円
6 級	4 種	67,300 円
	5 種	50,500 円
5 級	5 種	47,900 円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6 級	4 種	70,800 円
	5 種	53,100 円
5 級	5 種	48,100 円

備考 別表第 1 に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特別の事情があると人事委員会
が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員
の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より 1 種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より 1 種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

(4) 職員の昇格実施基準

(令和5年4月1日現在)

給料表	職務	昇格前	昇格後	要件
行政職	総括課長	6～	7～	在職2年以上
	主任主査・専門職員	4～	5～	在職2年以上
	副主幹・技術副主幹	4～	5～	在職3年以上
	主査	3～ 3-45(12)	4～ 4～	役職5年以上 役職2年以上
	主事・技師 (任命権者通知)	1-45(12) 1～	2～ 2～	大学卒 経験5年以上 短大卒 経験8年以上 高校卒 経験10年以上
公安職	警部	4-49(12)	5～	在職3年以上
	警部補	4-69(12)	5～	在職7年以上
	巡査部長	3-73(12)	4～	在職6年以上
	巡査長	3-85(12) 2-57(12)	4～ 3～	在職6年以上 在職2年以上
研究職	主査専門研究員・主任専門研究員	2～ 2-49(12)	3～ 3～	役職2年以上 役職1年以上
	技師 (任命権者通知)	1～	2～(専門研究員)	大学卒 経験4年以上
医療職 (1)	所長・副所長	3～	4～	経験25年以上 かつ 在級10年以上 (人事委員会承認事項)
	課長・主幹	2～	3～	経験13年以上 かつ 在級6年以上
医療職 (2)	所長・保健所次長	6～	7～	在職2年以上 (人事委員会承認事項)
	主査・主査薬剤師等	4～ 4-33(12) 3～ 3-37(12)	5～ 5～ 4～ 4～	役職4年以上 又は 在級3年以上 役職1年以上 役職1年以上
	主任薬剤師等	3～ 3-37(12)	4～ 4～	役職1年以上
	薬剤師・獣医師	2～	3～	大学6卒 経験3年以上 大学卒 経験6年以上
	診療放射線技師等	2-29(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験7年以上 短大3卒 経験8年以上 短大卒 経験9年6月以上 高校専攻科卒 経験11年以上 高校卒 経験12年以上 中学卒 経験16年以上
	主査・科主任・主査保健師等	4～ 3～ 3-49(12)	5～ 4～ 4～	在級1年以上 役職2年以上
医療職 (3)	主任保健師等	3～ 3-49(12)	4～ 4～	役職2年以上
	保健師・看護師	2-33(12) 2～	3～ 3～	大学卒 経験6年以上 短大3卒 経験7年以上 短大2卒 経験8年以上
	准看護師	1-29(12) 1～	2～ 2～	准看護師養成所卒 経験7年以上

(5) 管理職員等の範囲

a 県分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第21号(令和5年4月1日現在))

組 織		職 員
議会事務局		事務局長 次長 総括課長 総務課の主任主査及び主査(人事、給与、服務又は秘書の事務を担当する者に限る。)
知事の 事務部 局	本庁	企画理事 部長 会計管理者 I L C推進局長 出納局長 理事 技監 副部長 副局長 担当技監 室長 首席調査監 首席ふるさと振興監 首席I L C推進監 総括課長 総括調査監 調査監 儀典調整監 総務事務センター所長 総括危機管理監 地域企画監 医師支援推進監 競馬改革推進監 県産米戦略監 会計指導監 課長及び担当課長(部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。) 法務・情報公開課長 総務室の特命課長 給与人事担当課長 組織担当課長 人事課の特命課長 調査担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 審査課長 主任主査及び主査(部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。) 政策企画部の主任主査及び主査(調査に関する事務を担当する者に限る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 総務室の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。) 並びに守衛長
出先機 関	広域振興局	局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 審査指導監 部の室長 管理主幹 センター所長 整備事務所長 総務課長 林務出張所長
	東京事務所	所長 部長
	東日本大震災津波伝承館	副館長 総務課長
	消防学校	校長
	先端科学技術研究センター	所長 副所長
	平泉世界遺産ガイドンスセンター	所長
	食肉衛生検査所	所長
	環境保健研究センター	所長 副所長 健康情報調査監 企画情報部長
	県民生活センター	所長
	保健所	所長 副所長 次長
	福祉総合相談センター	所長 部長 総務課長
	児童相談所	所長 総務課長
	高等看護学院	学院長 事務長
	精神保健福祉センター	所長
	杜陵学園	園長
	大阪事務所	所長
	名古屋事務所	所長
	福岡事務所	所長
	産業技術短期大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長
	高等技術専門校	校長
病害虫防除所	所長	
家畜保健衛生所	所長	
漁業取締事務所	所長 はやちね及び岩鷺の船長	
生物工学研究所	所長	

組	織	職 員	
	農業研究センター	所長 畜産研究所長 部長 東北農業研究所長 企画管理部総務課長 畜産研究所の外山畜産研究室長及び種山畜産研究室長	
	林業技術センター	所長 副所長 企画総務部長	
	水産技術センター	所長 副所長 総務部長 岩手丸及び北上丸の船長	
	内水面水産技術センター	所長	
	農業大学校	校長 副校長 事務局長 教育部長	
	農業改良普及センター	所長 普及サブセンター所長	
	北上川上流流域下水道事務所	所長 総務課長	
	花巻空港事務所	所長	
教育委員会 の 事務局 等	事務局	本庁	教育局長 教育次長 室長 総括課長 教育企画推進監 学校教育企画監 課長及び担当課長（室及び課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 高校改革課長 人事給与担当課長 厚生福利担当課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長 教育企画室の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 教職員課の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査、主査及び主任並びに当該事務の企画を担当する主事 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
		教育事務所	所長 課長 首席経営指導主事 主任経営指導主事 経営指導主事
	教育機関	総合教育センター	所長 総務部長
		生涯学習推進センター	所長
		図書館	館長 副館長
		博物館	館長
		美術館	館長
		野外活動センター	所長 次長
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長
		高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長
	特別支援学校	校長 副校長 事務長	
	選挙管理委員会事務局	書記長	
	監査委員事務局	事務局長 総括課長 監査第一課の主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）	
	人事委員会事務局	事務局長 総括課長 担当課長 主任主査 主査 主任 主事（公平審査を担当する者に限る。）	
	労働委員会事務局	事務局長 総括課長 特命課長 主任主査及び主査（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）	
収用委員会事務局	事務局長		
海区漁業調整委員会事務局	事務局長		

b 市町村分に係る管理職員等の範囲(昭和41年岩手県人事委員会規則第22号(令和4年5月13日現在))

別表第1 市町村(第2条関係)

1 宮古市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 次長 推進監 課長 産業支援センター所長 総務課の係長(人事、給与、服務、職員団体又は法規審査の事務を担当する者に限る。) 財政課の係長 契約管財課の係長(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書課の秘書係長
		福祉事務所 所長
		総合事務所 所長
		保育所 所長
		診療所 所長 事務長
		歯科診療所 所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の係長(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

2 大船渡市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)及び人事係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長
		市民文化会館 館長
		福祉事務所 所長
		三陸支所 支所長
		診療所 所長
		歯科診療所 所長
教育委員会の 事務局等	本庁	教育次長 課長 教育総務課の課長補佐(人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

3 花巻市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務部 局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長(市民生活総合相談センターの所長に限る。) 総務課の課長補佐及び法規文書係長 人事課の課長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐(庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 秘書政策課の課長補佐(秘書の事務を担当する者に限る。)及び秘書係長 財政課の課長補佐(予算の事務を担当する者に限る。)及び財政係長 法務専門監 財務専門監 ICT政策推進監
		総合支所 支所長 課長
		清掃センター 所長
		保健センター 所長
教育委員会の 事務局等	事務局	部長 課長 教育企画課の課長補佐(人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。)
	博物館	副館長
	保育園	園長(西公園保育園、湯口保育園、宮野目保育園、太田保育園、大迫保育園、上瀬保育園及び成島保育園の園長に限る。)
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長(花巻学校給食センター、石鳥谷学校給食センター及び東和学校給食センターの所長に限る。)
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

4 北上市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務部 局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参事 技監 課長 所長 政策企画課の課長補佐、秘書係長及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び情報政策推進室情報管理係長 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の主幹、課長補佐及び管財係長 保育指導副主幹
		保育園 園長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐及び総務係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	幼稚園	園長
	学校給食センター	所長
	中央図書館	館長
	博物館	館長
	鬼の館	館長
埋蔵文化財センター	所長	
監査委員の事務局	事務局長	
農業委員会の事務局	事務局長	

5 久慈市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長 次長	
市長の事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 所長（地域包括支援センター及び子育て世代包括支援センターの所長に限る。） 室長 総務課の係長 財政課の係長	
		総合支所	支所長 課長
		福祉事務所	所長
		診療所	事務長
		保育園	園長（小久慈保育園の園長に限る。）
		保健センター	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 室長	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
選挙管理委員会の事務局		事務局長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

6 遠野市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長	
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。） 財政課の課長補佐及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）	
		市民センター	所長 課長 室長
		支所	支所長
		診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 室長 学校総務課の課長補佐	
	小学校及び中学校	校長 副校長	
選挙管理委員会の事務局		事務局長	
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

7 一関市

組 織		職 員	
議会の事務局		事務局長 次長	
市長の事務部 局	本庁	市長公室長 部長 特命部長 統括監 参事 会計管理者 部次長 室次長 保健師長 副参事 課長 管理監 技術担当課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長	
		支所	支所長 支所次長 課長 技術担当課長 室長
		保健センター	所長（一関保健センターの所長に限る。）
		診療所	所長 歯科部長 事務長
		歯科診療所	所長
		保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育園、波民保育園、千厩保育園、奥玉保育園、松川保育園及び新沼保育園の園長に限る。）
		認定こども園	園長
		教育委員会の 事務局等	事務局
小学校及び中学校	校長 副校長		
幼稚園	園長（真滝幼稚園の園長に限る。）		
図書館	館長（一関図書館の館長に限る。）		
博物館	次長		
監査委員の事務局		事務局長	
農業委員会の事務局		事務局長	

8 陸前高田市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 政策推進室の室長 補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐 及び財政係長
	福祉事務所	所長
	診療所	診療所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長 室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

9 釜石市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に 限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国 土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総合政策課の課長補佐 （秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 総務課の課長補 佐、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	福祉事務所	所長
	保育所	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

10 二戸市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 副局長 次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 秘書人事課の秘書係長、人事係長及 び給与厚生係長 総務課の財産管理係長及び行政係長 財政課の財政係 長
	総合支所	支所長 次長 課長
	福祉事務所	所長
	健康福祉支援セン ター	所長
	診療所	所長 事務長
	保育所	所長
	保育園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画係長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		書記長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

11 八幡平市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び契約管財係長
	総合支所	総合支所長
	福祉事務所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

12 奥州市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 事務局次長
市長の事務部 局	本庁	部長 会計管理者 参事 所長（地域包括支援センターの所長に限 る。） 課長 未来羅針盤課の秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給 与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 行政係長、人事係長 及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長 補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所	総合支所長 副支所長 グループ長
	福祉事務所	所長
	認定こども園	園長

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長 教育総務課の課長補佐
	支所	支所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

13 滝沢市

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長 課長
市長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 室長 所長 総務課の総括主査 企画政策課の総括主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 財務課の総括主査（予算又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長（担当課長を除く。） 教育総務課の総括主査（人事、給与又は服務の事務を担当する者に限る。）
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

14 磐石町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 子ども子育て支援室長 推進監 総務課の課長補佐、副主幹（秘書、人事、給与、服務、職員団体、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）、職員係長、行政庶務係長及び財産管理係長 総合政策課の課長補佐、副主幹（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	診療所	所長 副所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

15 葛巻町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	参事 課長 会計管理者 政策秘書課の室長及び人事秘書係長 総務課の室長及び財政係長
	病院	名誉院長 病院長 理事 副院長 科長 事務局長 総看護師長 看護師長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

16 岩手町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 所長
	事務局	課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長
	中央公民館	館長
農業委員会の事務局		事務局長

17 紫波町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の財政調整係長
	情報交流館	事務局長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育部長 課長
	保育所	所長（古館保育所及び左比内保育所の所長に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
学校給食センター		所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

18 矢巾町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	政策推進監 会計管理者 課長 出納室長 総務課の課長補佐及び係長（人事、給与、服務及び職員団体の事務を担当する者に限る。）

組 織		職 員
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育園	園長
	学校給食共同調理場	所長
監査委員の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

19 西和賀町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 推進監 総務課の課長代理（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）
	病院	病院長 副院長 科長 医長 総看護師長 副総看護師長 看護師長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	課長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	保育所	所長（せんだん保育所の所長に限る。）
農業委員会の事務局		事務局長

20 金ヶ崎町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）
	保健福祉センター	所長 副所長 科長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	中央生涯教育センター	所長
	小学校及び中学校	校長 副校長
	学校給食センター	所長
	認定こども園	園長（南方幼稚園の園長に限る。）
農業委員会の事務局		事務局長

21 平泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	課長 室長 会計管理者
	保健センター	所長
	保育所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長 世界遺産推進室長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

22 住田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等	保育園	園長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

23 大槌町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参与 技監 参事 課長 室長 総務課の主幹
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	義務教育学校	校長 副校長
	監査委員の事務局	
農業委員会の事務局		事務局長

24 山田町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。）
	事務局	教育次長 課長
教育委員会の 事務局等	小学校及び中学校	校長 副校長

25 岩泉町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の総括室長
	認定こども園	園長（いわいずみこども園に限る。）
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

26 田野畑村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長 事務長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

27 普代村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	保健センター	所長
	診療所	所長 事務長
	歯科診療所	所長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長
農業委員会の事務局		事務局長

28 軽米町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 総括課長 室長 担当課長（秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	保育園	園長
	認定こども園	園長
教育委員会の 事務局等	事務局	総括次長 担当次長（人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	小学校及び中学校	校長 副校長
選挙管理委員会の事務局		事務局長
農業委員会の事務局		事務局長

29 野田村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局		会計管理者 課長 室長
教育委員会の 事務局等	事務局	教育次長
	小学校及び中学校	校長 副校長

30 九戸村

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
村長の事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長
	事務局	教育次長
教育委員会の 事務局等		小学校及び中学校 校長 副校長

31 洋野町

組 織		職 員
議会の事務局		事務局長
町長の事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健師長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐及び人事係長
	病院	院長 副院長 科長 科医長 事務長 看護師長
	診療所	所長
	歯科診療所	所長

組 織	職 員
教育委員会の事務局	課長
事務局等 小学校及び中学校	校長 副校長
監査委員の事務局	事務局長
農業委員会の事務局	事務局長

32. 一戸町

組 織	職 員
議会の事務局	事務局長
町長の事務部局 本庁	部長 参事 会計管理者 課長 室長 主幹 総務課の課長補佐
教育委員会の事務局	教育部長 課長 室長
事務局等 小学校及び中学校	校長 副校長
食育センター	所長
農業委員会の事務局	事務局長

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1 岩手県市町村総合事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

2 北上地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹 事務局次長（人事、給与、服務又は予算に関する事務を総括する者に限る。）

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 主幹 課長補佐

4 盛岡北部行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

5 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 技監 事務局次長 所長

7 岩手県競馬組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 部長

8 大船渡地区環境衛生組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

9 釜石大槌地区行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長

10 宮古地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 課長 総務課の庶務係長

11 岩手県自治会館管理組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者

12 岩手中部広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 主幹

13 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 課長 所長

14 岩手沿岸南部広域環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長

15 奥州金ヶ崎行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	事務局長 事務局次長 会計管理者 課長 企画総務課の主幹及び課長補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）

16 滝沢・磐石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務部局	会計管理者 事務局長 所長

別表第3 広域連合（第2条関係）

1 気仙広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	課長

2 久慈広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	事務局長 課長

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長の事務部局	会計管理者 事務局長 事務局次長 総務課長

(6) 登録職員団体一覧

令和5年4月1日現在

登録番号	登録年月日	職員団体名	法人格の有無	代表者	組合員数
1	S41. 10. 12	岩手県教職員組合	有	佐藤 工	2,772
2	S41. 10. 11	岩手県高等学校教職員組合	有	村上智加子	2,661
3	S41. 10. 11	岩手県教育委員会事務局職員組合	有	神久保貴幸	39
4	S41. 10. 11	岩手県立学校事務職員組合	有	金澤信行	77
11	S41. 10. 29	矢巾町職員労働組合	有	白澤知加子	159
14	S41. 12. 14	滝沢市職員組合	有	山本和広	209
15	S41. 12. 15	岩手県職員労働組合	有	小田嶋智昭	1,750
16	S41. 12. 15	紫波町職員労働組合	有	高杉 佑	119
19	S42. 1. 24	大船渡市役所職員組合		金野道程	352
20	S42. 2. 10	陸前高田市職員労働組合	有	佐々木武晴	88
23	S41. 10. 8	金ヶ崎町職員労働組合		及川 博	152
35	S45. 2. 24	田野畑村職員組合		角館 尚	9
36	S45. 5. 6	軽米町役場職員労働組合	有	鶴飼義信	94
41	S46. 2. 9	普代村職員組合		上戸鎖栄樹	47
42	S48. 5. 8	住田町職員組合		佐々木淳一	84
44	S54. 7. 4	岩手県競馬組合職員組合		三浦安彦	17
45	S55. 7. 23	宮古地区広域行政職員労働組合		盛合龍司	13
48	H3. 12. 19	北上市職員労働組合		峰 正樹	491
51	H12. 9. 22	奥州金ヶ崎行政事務組合職員労働組合		鈴木伸司	21
54	H17. 8. 8	宮古市職員労働組合		大越 公	474
55	H17. 11. 25	遠野市職員労働組合		菊池喜彦	189
56	H17. 12. 22	一関市職員労働組合	有	小野寺博幸	759
57	H18. 3. 3	自治労奥州市職員労働組合		佐藤龍裕	215
58	H18. 3. 3	自治労西和賀町職員労働組合		高橋 寛	41
59	H18. 5. 9	自治労連西和賀町職員組合		藤原 伸	71
60	H18. 6. 20	奥州市職員労働組合	有	村上幸雄	448
61	H19. 3. 14	久慈市職員労働組合		西 映子	259
62	H19. 3. 27	二戸市職員労働組合		小坂修策	143
63	H20. 8. 28	八幡平市職員組合	有	松村利紀	179
64	H21. 3. 12	平泉町職員組合		山平大望	111
65	H23. 3. 16	自治労八幡平市職員労働組合		羽澤 貴	66
66	H24. 3. 19	花巻市職員労働組合	有	佐藤秀作	650
計		32団体			

(7) 号別区分表

(令和5年3月24日付け人委職第262号 岩手県人事委員会委員長通知(令和5年4月1日施行))

1 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第12号	教育・研究・調査	東日本大震災津波伝承館 消防学校 先端科学技術研究センター 環境保健研究センターあ高等看護学院[3] 産業技術短期大学校本校 産業技術短期大学校水沢校 高等技術専門学校[3] 生物工学研究所 農業研究センター(畜産研究所及び県北農業研究所を除き、研究室を含む。) 農業研究センター畜産研究所(畜産研究室を含む。) 農業研究センター県北農業研究所 林業技術センター 水産技術センター 内水面水産技術センター 農業大学校 中学校 高等学校(分校は本校を含む。)[63] 特別支援学校(分校は本校を含む。)[14] 総合教育センター 生涯学習推進センター 図書館 野外活動センター 警察学校	103
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		知事部局本庁 広域振興局(行政センター、保健福祉環境部、保健福祉環境センター、県南広域振興局農政部農村整備室及び整備事務所を除く。)[4] 行政センター[10] 県南広域振興局農政部農村整備室整備事務所 東京事務所 県民生活センター 福祉総合相談センター(障がい保健福祉部を除く。) 児童相談所[2] 大阪事務所 名古屋事務所 福岡事務所 病害虫防除所 家畜保健衛生所[3] 漁業取締事務所 農業改良普及センター(普及サブセンターを含む。)[9] 県議会事務局 教育委員会事務局本庁 教育事務所[6] 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 警察本部(鉄道警察隊及び警察航空隊を含む。) 機動捜査隊(分駐隊を含む。) 運転免許課(自動車運転免許試験場及び運転免許センターを含む。) 交通機動隊(分駐隊を含む。) 高速道路交通警察隊(分駐隊及び分遣班を含む。) 機動隊 警察署(交番その他の派出所及び駐在所を含む。)[16] 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会	76
			179

2 労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業又は事務所

労基法別表第一号別	事業内容	事業又は事務所の名称	事務所数
第1号	製造・加工	施設総合管理所 県南施設管理所	2
第3号	土木・建築	流域下水道事務所	1
第4号	運送	空港事務所	1
第12号	教育・研究・調査	○平泉世界遺産ガイドセンター ○福祉の里センター ○視聴覚障がい者情報センター ○いわて子どもの森 ○青少年の家[3] ○博物館 ○美術館 ○埋蔵文化財センター	10
第13号	保健衛生	広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境センター[9] 食肉衛生検査所 保健所[9] 福祉総合相談センター障がい保健福祉部 精神保健福祉センター 杜陵学園 県立病院[20] 附属診療所[8] 特別支援学校寄宿舎[8] ○リハビリテーションセンター ○療育センター	60
第14号	旅館・接客業	議員会館 ○県民活動交流センター ○ふれあいランド岩手 ○産業文化センター ○公会堂 ○花巻広域公園 ○御所湖広域公園 ○県民会館 ○体育館 ○野球場 ○スケート場 ○武道館 ○運動公園	13
官公署の事業(労基法別表第一に掲げる事業を除く。)		医療局本庁 企業局本庁	2
			89

注1 []内の数は事業又は事務所数を示すものである。

2 ○を付した事業又は事務所は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託しているものである。

(8) 市町村等公平事務受託状況一覧

(令和5年4月1日現在)

区分	受託市町村等	公平委員会
市	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市	盛岡市 13
町	雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ヶ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 軽米町 洋野町 一戸町	15
村	田野畑村 普代村 野田村 九戸村	4
一部事務組合	岩手県市町村総合事務組合 大船渡地区消防組合 北上地区広域行政組合 二戸地区広域行政事務組合 盛岡北部行政事務組合 岩手・玉山環境組合 盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手県競馬組合 大船渡地区環境衛生組合 釜石大槌地区行政事務組合 宮古地区広域行政組合 北上地区消防組合 岩手県自治会館管理組合 岩手中部広域行政組合 一関地区広域行政組合 岩手沿岸南部広域環境組合 奥州金ヶ崎行政事務組合 滝沢・雫石環境組合	盛岡地区衛生処理組合 盛岡地区広域消防組合 盛岡広域環境組合 18
広域連合	気仙広域連合 久慈広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合	3
計	13市 15町 4村 18一部事務組合 3広域連合	53 1市 3組合 4

